

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	主要国における内閣制度（資料）
他言語論題 Title in other language	Cabinet Systems in Western Countries and Japan
著者 / 所属 Author(s)	中村 絢子 (Nakamura, Ayako) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	824
刊行日 Issue Date	2019-09-20
ページ Pages	93-119
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	欧州諸国を中心に、内閣の歴史的発展、構成、運営及び議会との関係という観点から内閣制度を概観した上で、日本、イギリス、ドイツ、フランス及びアメリカの内閣制度について紹介する。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 主要国における内閣制度

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
政治議会課 中村 絢子

## 目 次

はじめに

### I 内閣制度の概要

- 1 歴史的発展
- 2 構成
- 3 運営
- 4 議会との関係

### II 各国の内閣制度

- 1 日本
- 2 イギリス
- 3 ドイツ
- 4 フランス
- 5 アメリカ

別表1 主要国における内閣の構成、倫理規定

別表2 主要国における内閣の運営

別表3 主要国における内閣と議会の関係

キーワード：議院内閣制、内閣、内閣総理大臣（首相）、大臣、閣議、議会

## 要 旨

現代の多くの国の政治機構において最も重要な合議機関の一つである内閣に焦点を当て、議院内閣制の仕組みを採用する欧州諸国を中心に、その歴史的発展、構成、運営及び議会との関係という観点から内閣制度を概観する。その上で、日本、イギリス、ドイツ、フランスの内閣を取り上げ、最後に参考として大統領制を採用するアメリカの内閣について紹介する。

## はじめに

内閣 (cabinet) は、現代の多くの国の政治機構において、最も重要な合議機関 (collective decision-making body) である<sup>(1)</sup>と指摘されることがある。通常、内閣には、大臣と呼ばれる、主な行政機関 (省 (ministry) など) の長が含まれる<sup>(2)</sup>。本稿は、権力の中枢にあって国により様々な違いが見られる内閣制度に焦点を当て、まず、Iにおいて、議院内閣制の仕組みを採用する欧州諸国を中心に、その歴史的発展、構成、運営及び議会との関係という観点から内閣制度を概観した上で、IIにおいて、日本、イギリス、ドイツ、フランスの内閣を取り上げ、最後に参考として大統領制を採用するアメリカの内閣について紹介する<sup>(3)</sup>。

## I 内閣制度の概要

### 1 歴史的発展

内閣の歴史をたどると、その淵源は、君主の顧問官 (助言者) の集合であったとされる<sup>(4)</sup>。政治制度の歴史的発展と関連させながら内閣の機能を整理すると<sup>(5)</sup>、まず、①絶対君主制において、内閣は君主の助言者の集団であった。やがて、君主の権力から実質的に立法権、司法権が分離され、行政権のみが残る。その過程のうち、②立法権を議会が君主と共有するに至った制限君主制においても、内閣は君主の助言者の集団に過ぎず、内閣を構成する各大臣は、君主に責任を負い、君主は大臣を自由に任免することができた。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和元 (2019) 年 8 月 21 日である。

(1) G. Bingham Powell, Jr. et al., eds., *Comparative politics today: a world view*, 10th ed., Boston: Longman, 2012, p.116.

(2) *ibid.*

(3) 本稿において「憲法」とは、特記しない限り各国の現行憲法を指す。

(4) 野中俊彦ほか『憲法2 第5版』有斐閣, 2012, pp.167-168 (高橋和之執筆部分); 山口二郎『内閣制度』(行政学叢書 6) 東京大学出版会, 2007, p.8. なお, cabinetの語源はヨーロッパ大陸にあるとされ(「小部屋」を意味するイタリア語の gabinetto やスペインの方言の gabinete を経て、ラテン語の capanna まで遡ることができる。)、17世紀初めから、イタリア、フランスのほかイギリスでも、王の「小部屋」で会合した助言者たちの小会議という意味で cabinet council という言葉を用いる例が見られるという (Raymond Turner, "The Origin of the Cabinet Council," *English Historical Review*, vol.38 no.150, April 1923, pp.171-172; 中村英勝『イギリス議会政治史論集』東京書籍, 1976, pp.111-116.)。

(5) 以下、①～④の整理は、高橋和之「議院内閣制と現代デモクラシー—民意を国政に反映させるということの意味—」『思想』755号, 1987.5, pp.108-110; 野中ほか 同上に拠った。

内閣が実質的な権限を担うようになるのは、議会が大臣の政治責任を問うことを通じて、君主の行う政治をより日常的にコントロールしようとするようになってからである。そして、君主は関係大臣の同意なしには行動できないという原則（大臣副署の制度）や、君主は議会の支持を受け得る者しか大臣に任命できないという原則が確立されてくると、議会の支持を背景に、君主から相対的に独立した大臣たちが、リーダー格の大臣（首相）を中心に内閣を形成し、君主及び議会の双方に連帯して責任を負うようになる。このように、内閣が議会に対して責任を負う（議会の信任を存立要件とする）段階が議院内閣制であり、中でも、③君主と議会という2つの権力の核が存在し、両者から信任を受けた内閣が調整しながら政治が行われるものは、「二元型議院内閣制」と呼ばれる<sup>(6)</sup>。

さらに、民主主義の原理がより広く受け入れられるにつれて議会の立場が強化されると、④君主は実質的な権限を失い、権力の核は議会に一元化される。行政権の主体も、内閣に一元化され、君主の大臣任命権は次第に名目化し、内閣の存続は議会の信任のみに依拠するようになる。

このように、内閣は欧州諸国の歴史の中で君主の存在を前提として発展してきたものであり、イギリスの議院内閣制はおおむね先述のような経緯で発展した（II2(1)参照）。もっとも、内閣は、世襲制の君主が存在しない共和制の国々にも存在し、国によりその機能は大きく異なっている。政治制度の歴史的発展と関連させながら整理すると、②の段階をモデルとして、君主を大統領に置き換えて共和制に導入したのがアメリカの大統領制<sup>(7)</sup>、③の段階をモデルとして、君主を大統領に置き換えて共和制に導入したのがワイマール憲法（1919年制定）下のドイツ、そして、第5共和制（1962年の憲法改正後）下のフランス、④のうち、君主の権限が完全には名目化していない段階をモデルとして、君主を大統領に置き換えたのがドイツ連邦共和国基本法（1949年制定）下のドイツ、君主の権限が完全に名目化したのが日本国憲法下の日本、といったように考えることができる<sup>(8)</sup>。

以下では、欧州諸国を中心に、内閣の構成、運営及び議会との関係という観点から内閣制度を概観する<sup>(9)</sup>。

## 2 構成

内閣の構成員である閣僚の任命は、制度上は元首である君主又は大統領等の権限とされる。

(6) この形態が最初に採られたのはフランスのオルレアン王朝の下で立憲君主制を採用した1830年フランス憲法であり、その別称から、オルレアニスム（orléanisme）の議会政（オルレアン型議院内閣制）とも呼ばれる（高見勝利『芦部憲法学を読む—統治機構論—』有斐閣，2004，pp.231-232.）。

(7) アメリカの大統領制は「選出君主制（elective monarchy）」として作られたものであり、大統領の職は、イギリスの国王が有する権力の大部分を具現化するために構想されたとの見方がある（Samuel P. Huntington, “Political Modernization: America vs. Europe,” *World Politics*, vol.18 no.3, April 1966, pp.395-396.）。

(8) 高橋 前掲注(5); 野中ほか 前掲注(4); 高見 前掲注(6), p.232を参照。現行憲法下の日本は、一元型議院内閣制の典型とされる（樋口陽一『議会制の構造と動態』木鐸社，1973，p.10.）。

(9) I2以降の記述に当たっては、清水望編著『比較憲法講義』青林書院新社，1972，pp.258-262（小平修執筆部分）；松沢浩一『代議制綱要 上』啓文社，1982，pp.191-210；小堀眞裕『ウェストミンスター・モデルの変容—日本政治の「英国化」を問い直す—』法律文化社，2012，pp.162-169；川人貞史『シリーズ日本の政治 1 議院内閣制』東京大学出版会，2015，pp.54-88；Kaare Strøm et al., eds., *Delegation and accountability in parliamentary democracies*, Tokyo: Oxford University Press, 2003；Thomas Saalfeld, “Executive-legislative relations in Europe,” José M. Magone, ed., *Routledge handbook of European politics*, London: Routledge, 2015, pp.346-365；Ulrich Sieberer, “Hire or fire? The link between cabinet investiture and removal in parliamentary democracies,” Bjørn Erik Rasch et al., eds., *Parliaments and government formation: unpacking investiture rules*, 1st ed., Oxford: Oxford University Press, 2015, pp.316-320；Powell, Jr. et al., eds., *op.cit.*(1), pp.116-117；各国憲法；各国政府機関ウェブサイト等を参照した。

アメリカでは実際にも大統領が内閣の構成員を決定し、(一部を除き上院の承認を経て) 任命するが、多くの国では、元首が首相を任命し、首相がその他の閣僚を選任するのが通例とされている(フランスでは多くの場合、実際の選考主体も、大統領とされる(II 4 (2) 参照))。議会の多数党が明らかである場合は、通常その党首が首相となるが、3 党以上の政党が群立する多党制の下では、各政党間の提携が図られる。連立政権が常態化しているベルギーでは、内閣の成立に先立って事前調整を担う者が、国王により任命される<sup>(10)</sup>。

閣僚職と議員職の関係については、閣僚は①(原則として) 議員である国(イギリス、カナダ、日本(過半数) 等)、②議員であることができる国(ドイツ、イタリア等)、逆に③閣僚となることを選択した場合は議員職を離れる必要がある国(フランス、ベルギー、オランダ、スウェーデン等)がある。

なお、内閣の成立に際して、議会における信任投票が必要な国(イタリア等)もある<sup>(11)</sup>。

### 3 運営

内閣の運営については、①全閣僚による会議(閣議)の主宰者、②決定方法、③特定の案件に関係する少数の閣僚による関係閣僚会議の位置付けの点で特色を有する国がある。①全閣僚による会議(閣議)の主宰者は、通例は首相であるが、フランスでは、大統領が主宰する<sup>(12)</sup>。②決定方法は、日本のように全会一致の国もあるが、多数決による国(ドイツ<sup>(13)</sup>)や主宰者が総括する形で決定する国(イギリス等)もある。③特定の案件に関係する少数の閣僚による関係閣僚会議は、ドイツやフランスでは閣議の事前調整のため、また、日本では関係行政機関の調整を図るために開催される。イギリスでは、首相や重要政策を担う大臣の主宰の下で関係閣僚が出席する「内閣委員会」が設けられており、ここでの決定は、閣議における決定と同様の権威を有するものとされている(II 2 (3) 参照)。

なお、アメリカの内閣は、大統領の助言者の集団にとどまるもので、合議機関として用いられることはまれである。

### 4 議会との関係

議院内閣制諸国における内閣は、議会における閣僚の出席及び答弁又は議会による不信任等

(10) 具体的には、まず「情報提供者 (informateur)」(総選挙の結果を踏まえて、国王が各党党首や両院議長、古参議員の意見を参考に指名)が、各党党首や会派の長などと会談を重ね、国王に報告書を提出する。国王は、その報告書を基に「組閣担当者 (formateur)」を指名し、当該担当者が連立を組む政党と協議を行い、閣僚の選定や連立協定の策定を進める。最終的に、組閣担当者が作成するリストを基に、国王は首相及びその他の閣僚を任命し、内閣が成立する(網谷龍介ほか編『ヨーロッパのデモクラシー 改訂第2版』ナカニシヤ出版、2014、p.298。内閣成立過程については、渡辺樹「ベルギーの政党政治と合意形成」『レファレンス』686号、2008.3、pp.19-21。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999681\\_po\\_068601.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999681_po_068601.pdf?contentNo=1)>も参照)。このように国王が組閣過程で一定の影響力を行使し得る仕組みはオランダにも存在したが、2012年3月に改められ、現在は、下院が組閣の主導権を有している(“Tasks of the informateur.” Tweede Kamer (オランダ下院) website <<https://www.houseofrepresentatives.nl/tasks-informateur>>; “Duties of the formateur.” *idem* <<https://www.houseofrepresentatives.nl/duties-formateur>>; “Cabinet formation 2017.” *idem* <<https://www.houseofrepresentatives.nl/dossiers/cabinet-formation-2017>>)。

(11) イタリアのように、内閣の成立に際して議会多数派の積極的な支持を必要とする議院内閣制は、「積極的議院内閣制 (positive parliamentarism)」と呼ばれる。逆に、このような議会多数派の積極的な支持を必要としない議院内閣制は、「消極的議院内閣制 (negative parliamentarism)」と呼ばれる。例えばスウェーデンでは、総議員の過半数が信任に反対しない限り、信任があるものとみなされる (Ström et al., eds., *op.cit.*(9), p.149.)。

(12) フランスでは、首相が主宰する閣内会議 (Conseil de Cabinet) も別に存在するため (II 4 (3) 注(52)参照)、以下、本稿では、大統領主宰の下で全閣僚が会するものは「大臣会議 (Conseil des Ministres)」とする。

(13) ただし、実際に投票を行うことはまれであるという (II 3 (3) 参照)。

の制度を通じて、議会に対して政治的責任<sup>(14)</sup>を負う。

閣僚の議会における答弁は、議員が閣僚職に就く国のみならず、これを禁止する（すなわち、議員が閣僚となることを選択した場合は、議員職を離れる必要がある）国においても認められているのが通例である（フランス、ベルギー、オランダ等）。

議会による不信任の制度は、①不信任の対象、②不信任を表明する主体、③効果、④制限の点で違いがある。①不信任の対象については、一体としての内閣を対象とする国（フランス、日本、スペイン、ポルトガル）のみならず、首相を対象とする国（ドイツ）、首相を含む個々の閣僚を対象とする国（スウェーデン、デンマーク）、一体としての内閣を対象とするか、又は個々の閣僚を対象とするかを選択できる国（ノルウェー、フィンランド、オーストリア、ギリシャ）もある。②不信任を表明する主体は、二院制を採る国においては、下院が多いが（イギリス、ドイツ、フランス、日本等）、両院とする国（イタリア）もある。③効果については、内閣又は首相に対する不信任は内閣総辞職に、個々の閣僚に対する不信任は当該閣僚の辞職につながるのが通例であるが、内閣又は首相に対する不信任の場合に、議会を解散<sup>(15)</sup>することができる国がある（日本、スウェーデン等）一方で、解散権を行使することができず総辞職するしかない国（ノルウェー<sup>(16)</sup>）もある。また、不信任に基づく辞職が義務付けられていない国（オランダ<sup>(17)</sup>）もある。④制限については、不信任権の濫用を避けて内閣の安定を図るために設けられている国もある。例えばドイツでは、下院議員の過半数により後任の連邦首相を選出しなければ、連邦首相に対する不信任を表明することはできず（建設的不信任）、同様の制限は、ベルギー、スペイン等にも見られる。これらの国における不信任は、後継首相候補の選出とセットになっているため、解散とはならない<sup>(18)</sup>。

議会の解散については、①解散の対象、②解散権を行使する主体、③制限、④解散後の内閣の去就という点で多様性が見られる。①解散の対象はおおむね下院だが、両院の解散を認める国もある（イタリア、スペイン）。②解散権を行使する主体は、制度上元首であるのが通例で、実際に元首が解散を主導する国もあるが（フランス等）、首相や内閣の提案に基づくこととされ、実際の決定者は内閣又は首相である国も多い（カナダ、デンマーク等）。③制限（憲法又は法律上、解散を制約する何らかの規定が認められるもの）には、解散による総選挙後一定期間の経過を要件とするもの（フランス、ポルトガル等）や解散され得る場合を定めるもの（ドイツ、イギリス等<sup>(19)</sup>）がある。④解散後の内閣の去就については、現職内閣が職務を遂行し、新たな議会で信任されればそのまま存続する国（イギリス、アイルランド等）、総選挙後の新たな議会の召集（招集）とともに総辞職しなければならない国（日本、ドイツ等）、総選挙後に総辞職することが慣例となっている国（フランス）がある。

大統領制を採用し、厳格な三権分立が図られているアメリカにおいては、内閣に対する不信任の制度も議会の解散もない。内閣は大統領の助言者の集団に過ぎず、議会に対して責任を負

(14) 民刑事の責任とは異なるという意味で「政治」責任と言われ、憲「法」上の責任でないという意味ではない（樋口陽一『憲法 1』（現代法律学全集 2）青林書院、1998、p.308.）。

(15) 二院制を採る場合、解散の対象となる議院は国により異なるが、ここでは便宜「議会」に統一した。

(16) ノルウェーには、そもそも議会の解散規定がない（川人 前掲注(9)、p.79.）。

(17) Rudy B. Andeweg and Galen A. Irwin, *Governance and politics of the Netherlands*, 4th ed., Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2014, p.173.

(18) ただし、ドイツでは、「信任」決議案が否決された場合、下院は解散され得る（Ⅱ3（4）参照）。

(19) ドイツについてはⅡ3（4）を、イギリスについてはⅡ2（4）を参照。ほかに、議会に議席を有する政党、及び議長や首相、憲法裁判所長官から成る国家評議会の意見を聴かなければならないとする例（ポルトガル）がある。

うという観念はない。閣僚は、議会で証人として喚問された場合にのみ出席する。

## II 各国の内閣制度

### 1 日本

#### (1) 歴史的発展

日本における内閣は、近代国家の建設が急務とされる中で明治 18 (1885) 年に創設された<sup>(20)</sup>。内閣は、天皇親臨の下に諸大臣が集まり、国務について上奏、輔弼するための機関であった<sup>(21)</sup>。当初は、内閣総理大臣が各省統制権などの優越的権限を有していたが<sup>(22)</sup>、当時憲法の起草を担った指導者らの間では、内閣総理大臣の権限が強く、その指導に諸大臣が服して連帯責任が生まれると、内閣の一体化を招き、やがて内閣が天皇大権を左右するようになるのではないかと懸念があった<sup>(23)</sup>。そのため、明治 22 (1889) 年に公布 (翌年施行) された大日本帝国憲法には、内閣自体について特段の規定がない一方で、各国务大臣は、天皇に対して単独で輔弼責任を負うことが定められ、これとともに制定された内閣官制 (明治 22 年勅令第 135 号) により、内閣総理大臣の優越性は後退した<sup>(24)</sup>。内閣は、勅令に基づき、国务大臣により組織されることとされていた<sup>(25)</sup>。内閣の選任方法についての規定はなく、元老、重臣、政党、軍部等が、その時々で比重を変えながら、内閣の人事を左右した<sup>(26)</sup>。

現在の内閣制度が確立を見たのは、昭和 22 (1947) 年に日本国憲法と内閣法 (昭和 22 年法律第 5 号) が施行されたことによるものである。憲法上、内閣は行政権の主体であり (憲法第 65 条)、国会に対して連帯して責任を負うものとして位置付けられた (憲法第 66 条第 3 項)。

#### (2) 構成

内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣から成る (憲法第 66 条第 1 項)。内閣総理大臣は、国会議員の中から、国会の議決で指名される (憲法第 67 条第 1 項)。指名は記名投票で行われ<sup>(27)</sup>、投票の過半数を得た者が指名された者となる<sup>(28)</sup>。衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて 10 日以内に参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決が国会の議決となる (憲法第 67 条第 2 項)。

国会の議決により内閣総理大臣の指名を受けた者は、直ちに内閣総理大臣官邸で国务大臣の

<sup>(20)</sup> 内閣制度百年史編纂委員会編『内閣制度百年史 上』内閣官房, 1985, pp.31-35; 林茂・辻清明編著『日本内閣史録 1』第一法規出版, 1981, pp.28-37 を参照。

<sup>(21)</sup> 片岡寛光『内閣の機能と補佐機構』成文堂, 1982, pp.222-226.

<sup>(22)</sup> 同上, pp.226-228.

<sup>(23)</sup> 同上; 林・辻編著 前掲注<sup>(20)</sup>, pp.39-40.

<sup>(24)</sup> 片岡 前掲注<sup>(21)</sup>, pp.226-228; 大石真「内閣制度の展開」『公法研究』62号, 2000, pp.53-54.

<sup>(25)</sup> 内閣官制第 1 条

<sup>(26)</sup> 西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 2』有斐閣, 1994, p.19. なお、大正末期から昭和初期にかけて、衆議院の信任を内閣存立の基礎とする議院内閣制的運用が見られたものの、定着しなかった (松沢 前掲注<sup>(9)</sup>, pp.173-179.)。

<sup>(27)</sup> 規則上、投票によらないで、動議その他の方法によることができるとされている (衆議院規則第 18 条第 4 項、参議院規則第 20 条第 4 項) が、これまでのところ、その例はない。

<sup>(28)</sup> 第 1 回の投票で過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者 2 人について決選投票を行い、多数を得た者が指名された者となる。得票数が同じときは、くじにより定める (衆議院規則第 18 条、第 8 条第 2 項、参議院規則第 20 条)。

選考（組閣）を行う例である。国務大臣の過半数は、国会議員の中から選ばなければならない（憲法第 68 条第 1 項）<sup>(29)</sup>。選考の完了後、宮中において、天皇が内閣総理大臣を任命する親任式が行われ、引き続き、国務大臣任命の認証式が行われる。認証式では、内閣総理大臣が国務大臣に辞令書を手交し、天皇からお言葉があるのが慣例である<sup>(30)</sup>。その後、内閣総理大臣官邸において、内閣総理大臣から、各省大臣、各庁長官等の辞令（補職辞令）が交付される<sup>(31)</sup>。国務大臣の数は、14（復興庁及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間は 16）人以内（ただし、特別に必要な場合は 17（同庁及び同本部が置かれている間は 19）人以内とすることができる。）と定められている（内閣法第 2 条第 2 項及び附則）。

閣僚は、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成 13 年 1 月 6 日閣議決定）により、営利企業の役職員及び公益法人等の有給の役職員との兼職禁止、自由業への従事の原則禁止、就任時及び辞任時に閣僚とその配偶者等の資産を公開すること、守秘義務等が定められている<sup>(32)</sup>。給与は、主として、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当から成る（国会議員から任命された場合は、通勤手当は含まれない。「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和 24 年法律第 252 号）第 2 条）。平成 30（2018）年 11 月時点における俸給（月額）は、内閣総理大臣は 201 万円、国務大臣は 146 万 6 千円である<sup>(33)</sup>。

### (3) 運営

内閣の意思決定は、閣議によることとされている（内閣法第 4 条第 1 項）。閣議には、内閣総理大臣及び国務大臣が出席するほか、閣議案件の説明や、閣議運営上の庶務のため、内閣官房副長官及び内閣法制局長官が陪席する。原則として、毎週火曜日と金曜日の午前 10 時から、内閣総理大臣官邸の閣議室において開催されるが、国会開会中は、国会議事堂内の閣議室において午前 9 時から開催される。早急な処理を要する案件については、内閣参事官が閣議書を持ち回って国務大臣の署名を集めることにより閣議決定が行われることもある（持ち回り閣議）<sup>(34)</sup>。

閣議で扱われる案件は、憲法及び各種法令により内閣の職務と定められているものが多いが、特に法令上の根拠がなくとも、行政府内で一定の方針を確定しておくためのものも含まれる。内閣法は、閣議は内閣総理大臣が主宰する旨を定めているが（同法第 4 条第 2 項）、その他について特段の規定はなく、具体的な運営は、長年の慣例による。閣議の議決は全員一致により、各国務大臣が閣議書に「花押」と呼ばれる署名をすることで、意見が一致したことを確認する。

<sup>(29)</sup> 国会議員が国務大臣になった場合は、国会議員として受ける給与の額とその差額が支給される（「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和 24 年法律第 252 号）第 14 条）。

<sup>(30)</sup> 「認証官任命式」宮内庁ウェブサイト <<http://www.kunaicho.go.jp/about/gokomu/kyuchu/ninshokan/ninshokan.html>>

<sup>(31)</sup> 「内閣の組織」首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/1-2-1.html>>

<sup>(32)</sup> なお、閣僚は特別職の国家公務員であり、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の適用を受けない一方で（同法第 2 条）、服務に関する事項については官吏服務紀律（明治 20 年勅令第 39 号）の規定の例によるものと解されている。金田誠一衆議院議員提出「官吏服務紀律に関する質問主意書」（平成 12 年 10 月 2 日質問第 5 号）<[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a150005.pdf/\\$File/a150005.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a150005.pdf/$File/a150005.pdf)>; 衆議院議員金田誠一君提出官吏服務紀律に関する質問に対する答弁書」（平成 12 年 12 月 26 日内閣衆質 150 第 5 号）<[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b150005.pdf/\\$File/b150005.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b150005.pdf/$File/b150005.pdf)> を参照。

<sup>(33)</sup> 地域手当等を合わせた年間給与額は、内閣総理大臣が約 4032 万円、国務大臣が約 2941 万円である（「主な特別職の職員の給与」2018.11.30. 内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/181130tokubetushoku\\_kyuyo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/181130tokubetushoku_kyuyo.pdf)>）。

<sup>(34)</sup> 「閣議」首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/1-2-5.html>>; 宇賀克也『行政法概説 第 5 版』有斐閣, 2019, pp.113-114.

閣議の議事は非公開とされているが、平成 26 (2014) 年 4 月以降の閣議については、議事の記録が作成され、首相官邸ウェブサイトに掲載されている<sup>(35)</sup>。また、閣議の概要については、内閣官房長官が記者会見において発表する<sup>(36)</sup>。

なお、省庁横断的な特定の案件について、関係行政機関の調整を図ることを主な目的として、(関係)閣僚会議が設置されることがある<sup>(37)</sup>。

#### (4) 議会との関係

閣僚は、議案について発言するため議院に出席することができ、また、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない(憲法第 63 条)。内閣総理大臣には、内閣を代表して議案を国会に提出すること、一般国務及び外交関係について国会に報告すること(憲法第 72 条)等の権限が認められている。

内閣は、衆議院で内閣の不信任決議案が可決され、又は信任決議案が否決された場合において、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない(憲法第 69 条)。また、衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があった場合も、総辞職しなければならない(憲法第 70 条)。なお、総辞職した内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う(憲法第 71 条)。

## 2 イギリス

### (1) 歴史的発展

イギリスにおける内閣は、17 世紀頃、国王が国政の重要事項について諮問した、少数から成る助言者集団から発達した<sup>(38)</sup>。国政の中枢機関であった枢密院(Privy Council)の内部に、増大する事務を処理するために委員会が設けられ、そのうち最も重要な委員会であった外交委員会が、次第に内閣会議(Cabinet Council)と呼ばれるようになったとされる<sup>(39)</sup>。当時の内閣は国王の信任のみを存立要件とするものであり、国王自ら閣議を主宰し、大臣を選任した。しかし、1688 年の名誉革命を経て「議会における国王(King in Parliament)」が確認され、国王に対する議会の優位が確立すると、国政運営全般にも議会が関与するようになり、実質的な行政権は、議会における多数派の支持を背景とする内閣に移行していった。その後、ドイツで生まれ育ち英語を解しないジョージ 1 世(George I)が 1714 年に即位して以降、国王は閣議にほとんど出席しなくなり、国王の閣議不出席は慣例として確立し、国王に代わって閣議を主宰する者の地位が明確化した。ジョージ 1 世の時代に閣議を主宰したのは、第一大蔵卿(First Lord of the Treasury)のウォルポール(Sir Robert Walpole)であり、やがて首相と呼ばれるようになった<sup>(40)</sup>。そのウォ

<sup>(35)</sup> 「閣議等の議事の記録の作成及び公表について」(平成 26 年 3 月 28 日閣議決定)

<sup>(36)</sup> 「閣議」前掲注(34)

<sup>(37)</sup> 主な会議は、「主な本部・会議体」首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/index.html>> を参照。

<sup>(38)</sup> Bill Jones et al., eds., *Politics UK*, 9th ed., London: Routledge, 2018, p.450; John P. Mackintosh, *The British Cabinet*, 3rd ed., London: Stevens, 1977, pp.35-37; 中村 前掲注(4), pp.102-116; 松沢 前掲注(9), pp.154-156.

<sup>(39)</sup> Jones et al., eds., *ibid.*; Mackintosh, *ibid.*; 中村 同上; 松沢 同上。なお、内閣は、17~18 世紀頃、国王の信任の厚い助言者の集まりとして生まれたものの、枢密院の一委員会であったことはないという説もある(Rodney Brazier, *Ministers of the Crown*, Oxford: Clarendon Press Publication, 1997, p.15.)。

<sup>(40)</sup> 首相という呼び名は、絶対王政時代のフランスの Premier Ministre に由来する。イギリスでは、ウォルポールがその強大な権勢から「イギリスの首相(English Premier Ministre)」と批判的に呼ばれるようになったのが最初であるが、公式に用いられるようになったのは 19 世紀以降である(Brazier, *ibid.*, pp.5-6.)。

ルポールが、1742年、国王の信任を得ていながら、議会下院の信任を失ったとして辞職した例は、下院の多数派が内閣を左右し得るという意味での力を示すことになった。ただし、この段階では、国王は官職授与権や恩給などを通じて議会に対する影響力を保持しており、内閣は、国王と議会の両者の信任を得ていなければならなかったと言える。また、ウォルポールが辞職した際、閣僚の大半は留任し、内閣の連帯責任という観念は認められなかった。しかし、1783年に国王の意向によって首相（当時の公式な役職名は第一大蔵卿）となり、国民の支持を集めた小ピット（William Pitt, the Younger）内閣の約20年の間に、彼の強力な指導力の下で内閣は一体性を増し、連帯責任が確立してゆく<sup>(41)</sup>。内閣が議会の信任のみに依拠するようになるのは、1832年以降である。同年の議会の民主化を進める選挙法改正をめぐり、国王は議会下院の多数派とは異なる党派からウェリントン公（Arthur Wellesley, 1st Duke of Wellington）を首相に任命しようとしたが、ウェリントン公は国民の反対にあつて組閣を辞退し、下院の多数派に属する、当時のグレー（Charles Grey, 2nd Earl Grey）内閣が維持された。これにより、内閣は下院の信任がある限り在任できることが示され、また、選挙法の改正によって国王が選挙に際して影響力を行使する手段が失われたため、下院の信任のみを内閣存立の基礎とする運用が慣行として定着した<sup>(42)</sup>。

イギリスは、現在も単一の成文憲法典を有していない一方で、「憲法的」と解される様々な制度、制定法、裁判所の判決、原則及び慣習から成る憲法秩序が発展しており、統治することについて民主的委任を受けた国王の政府が行政権（executive power）<sup>(43)</sup>を行使するものとされている<sup>(44)</sup>。内閣は、慣習により設置されている、政府の最終的な意思決定機関である<sup>(45)</sup>。

## (2) 構成

現代の慣習では、首相は、常に下院に議席を有しており<sup>(46)</sup>、通常、下院の過半数を占める政

(41) Jeremy Black, “George III and his Prime Ministers,” 24 April 2013. GOV.UK website <<https://history.blog.gov.uk/2013/04/24/george-iii-and-his-prime-ministers/>> を参照。個々の大臣は、国王の小部屋で自らの担当職務についてのみ議論するのが定式であったが、18世紀後半のジョージ3世（George III）の時代、国王が様々な議題についてとりとめなく話したこともあり、この定式は守られなくなっていった。また、政治的に重要な問題について、大臣たちが前室で話し合いをして見解をまとめた上で、1人ずつ小部屋に入って国王に同じ話を繰り返すようになり、国王に対して統一された助言を述べるという慣行が形成された。国王は、大臣の任免権を形式的には保持していたものの、内閣の連帯が強まるにつれて、首相や内閣の意に反して自由に行行使することは困難となり、内閣は、総辞職という最終手段を背景に、国王の意に沿わない政策であっても、検討を進めることが可能となった（Michael Everett, “Collective Responsibility,” *House of Commons Library Briefing Paper*, no.7755, 2016.11.14, pp.30-31. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7755/CBP-7755.pdf>>; Oonagh Gay and Thomas Powell, “The Collective Responsibility of Ministers: An Outline of the Issues,” *House of Commons Library Research Paper*, 04/82, 2004.11.15, pp.7-9. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP04-82/RP04-82.pdf>>）。

(42) 中村英勝『イギリス議会史 新版』有斐閣, 1977, pp.86-95, 102-112; 樋口陽一『比較憲法 全訂第3版』青林書院, 1992, pp.118-123; 松沢 前掲注(9), pp.156-159; 阿部照哉編『比較憲法入門』有斐閣, 1994, pp.24-31.

(43) executive power は「執政権」とも訳される。

(44) Cabinet Office, *The Cabinet Manual: A Guide to Laws, Conventions and Rules on the Operation of Government*, 1st ed., 2011, p.2. GOV.UK website <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/60641/cabinet-manual.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/60641/cabinet-manual.pdf)> 邦訳は、『英国の内閣執務提要』（調査資料2012-4）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8091534\\_po\\_201204.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8091534_po_201204.pdf?contentNo=1)> を参照。

(45) *ibid.*, pp.31-32. 英語では、内閣（Cabinet）と政府（Government, Administration, Ministry）は厳格に区別されており、イギリスにおいて、「内閣」は通常、首相を中心とした20人程度の閣僚から成る集団であるのに対し、「政府」は、これに閣外大臣を含めた100人を超える与党議員の集団を指す（幡新大実『イギリス憲法 1 憲政』東信堂, 2013, p.210.）。以下、閣外大臣を含めた集団を、単に政府の「大臣」という。

(46) 上院議員が首相になることは、19世紀以前は珍しくなかったが、20世紀以降では、第3代ソールズベリー侯爵（Robert Gascoyne-Cecil, 3rd Marquess of Salisbury）及びダグラス＝ヒューム卿（Sir Alec Douglas-Home. 首相就任後まもなく上院議員を辞し、下院議員となった。）の例に限られる。

党の党首であると認められる者が、国王により任命される<sup>(47)</sup>。首相は、国王への非公開の謁見において就任を受諾し、その際に任命の効力が生ずる<sup>(48)</sup>。

閣僚は、首相が決定する<sup>(49)</sup>。首相は、閣僚を含む大臣の任命について国王に推薦する<sup>(50)</sup>。慣習上、下院議員又は上院議員である者が大臣となる（多くは下院議員）が、両院のいずれかの議員となる見込みの者が大臣に任命される例もある<sup>(51)</sup>。大臣の任命は、国王による当該職の公印の交付等により効力を生ずる<sup>(52)</sup>。

内閣の規模について公式の上限はないが、給与が支払われる閣僚の数は22、大臣の数は109に制限されており（1975年大臣等給与法<sup>(53)</sup>）、また、下院に議席を有する大臣の数の上限は95である（1975年下院欠格法<sup>(54)</sup>）<sup>(55)</sup>。

閣僚を含む大臣の服務については、その時々のお首相が発する大臣規範に規定されている<sup>(56)</sup>。大臣は、公的義務と私的利益の間で衝突が生じないようにしなければならず、新たに職務に就く大臣は、利益の衝突が生じるおそれのある全ての利益（配偶者等及び近親者のものを含む。）の一覧を自らの省の事務次官に提出し、一覧は、一部の個人情報を除いて公開される<sup>(57)</sup>。また、政府の政策と対立する目的を有し、利益相反を生じ得る民間組織（non-public organisations）と関係しないように留意すること、議会の特別委員会や超党派議員連盟（All Party Parliamentary Group）の所属を外れることとされている<sup>(58)</sup>。また、離職後2年以内の就職について制限される場合がある<sup>(59)</sup>。給与は、1975年大臣等給与法に規定があり、上級公務員の給与帯の中間値の増加の平均に応じて毎年改定されることとなっているが（同法1A）、2007年以降の各政権の下で経済状

(47) 下院の過半数を占める単一の政党がないときは、各政党は、下院の信任を最も得ることができ、次の政府を組織すべき者を明確にするため、協議を希望することができる（Cabinet Office, *op.cit.*(44), p.15.）。

(48) *ibid.*, p.21.

(49) *ibid.*, p.31.

(50) *ibid.*, p.21.

(51) *ibid.*, p.22. 議会外から登用する場合、貴族に叙せられて上院議員となるか、補欠選挙によって下院議員となる（Philip Norton, *Parliament in British Politics*, 2nd ed., Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2013, p.51.）。なお、議員が大臣になった場合、下院議員には、議員として受ける給与と大臣として受ける給与が満額支給される（House of Commons Information Office, “Ministerial Salaries,” *Factsheet*, M6, 2010.9 revised, p.9. <<http://www.parliament.uk/documents/commons-information-office/m06.pdf>>）。上院議員は基本的に無給であり、大臣等として受ける給与のみが支給される（House of Lords, “Financial support for Members: briefing note.” <<https://www.parliament.uk/documents/lords-finance-office/2018-19/financial-support-for-Members-briefing-note-2018-19.pdf>>）。

(52) 国務大臣や王璽尚書等については、国王による当該職の公印の交付により任命の効力を生ずる。その他の大臣については、開封勅許状（Letter Patent）又は王室御用達許可証（Royal Warrant）により任命が行われ、通常その効力が生ずるのは、首相による当該職への推薦を国王が受諾したときである（Cabinet Office, *ibid.*, p.23.）。

(53) Ministerial and other Salaries Act 1975 (c.27), Section 1, Schedule 1; Lucinda Maer and Richard Kelly, “Limitations on the number of Ministers,” *House of Commons Library Briefing Paper*, no.03378, 10 August 2017, p.4. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN03378/SN03378.pdf>>

(54) House of Commons Disqualification Act 1975 (c.24), Section 2(1).

(55) Cabinet Office, *op.cit.*(44), p.23.

(56) *ibid.*, p.26. 大臣規範の最新版は、Cabinet Office, *Ministerial Code*, 2018.1である。

(57) *ibid.*, p.16 (paragraph 7.1, 7.3, 7.5).

(58) *ibid.*, pp.17-18 (paragraph 7.12, 7.14).

(59) 大臣は、離職後2年以内の就職について、企業就職諮問委員会（Advisory Committee on Business Appointments）に助言を求め、その助言に従わなければならない（*ibid.*, p.19 (paragraph 7.25).）。このほか、大臣規範には、重要なインタビューやメディア出演の際には首相官邸広報室の同意を得ること（*idem*, p.20 (paragraph 8.2).）等が定められている。

況等を理由に凍結又は一部削減されており<sup>(60)</sup>、2018年4月時点の年間支給額は、首相は75,440ポンド（約10,637,040円）、国務大臣は67,505ポンド（約9,518,205円）である<sup>(61)</sup>。

### (3) 運営

意思決定のための具体的な取決めは、時の政府が定めることとされているが、大臣が政策案件について検討し、合議体としての決定を行うため、慣習により、閣議及び「内閣委員会」が開催される<sup>(62)</sup>。

閣議は首相が主宰し、その出席者を決定する。通常は内閣の構成員である閣僚が出席者となるが、閣外大臣の中から閣議に出席する大臣を決めることもできる。開催日時及び場所を含む手続は、首相が定め、調整するが、通常、議会の開会中、毎週火曜日の午前に、首相官邸の閣議室において開催される<sup>(63)</sup>。閣議に定足数はない<sup>(64)</sup>。決定は、首相が閣議の要旨を総括する形で行われる<sup>(65)</sup>。内閣自体により検討されるべき案件についての規則は存在せず、最終的には首相が、内閣官房長（Cabinet Secretary）<sup>(66)</sup>の助言に基づき閣議の議題を決定する<sup>(67)</sup>。議会案件、国内問題及び外交問題並びに時事問題が含まれる<sup>(68)</sup>。閣議における議論は秘密である<sup>(69)</sup>。議論の要点及び議長である首相により総括された閣議の結論を記載した議事録は、内閣官房により作成されるが<sup>(70)</sup>、自由な討議の場の確保という理由により、公開されない<sup>(71)</sup>。

「内閣委員会」は、特定の案件に関係する少数の大臣で構成される<sup>(72)</sup>。内閣委員会は、内閣の

(60) Richard Kelly, “Members’ pay and expenses and ministerial salaries 2018/19,” *House of Commons Library Briefing Paper*, no.08535, 27 March 2019, pp.34-38. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8535/CBP-8535.pdf>>

(61) *ibid.*, p.50; “Salaries of Members of Her Majesty’s Government from 1st April 2018.” GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/810034/Salaries-of-Members-of-Her-Majesty\\_s-Government-April-2018-Corrected-1.xlsx](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/810034/Salaries-of-Members-of-Her-Majesty_s-Government-April-2018-Corrected-1.xlsx)> なお、年俸の額面は、それぞれ78,223ポンド（約11,029,443円）、70,137ポンド（約9,889,317円）である。円換算は、2019年7月報告省令レートにより、1ポンド141円として計算した。

(62) Cabinet Office, *op.cit.*(44), pp.31-33.

(63) 地方閣議が開催される場合もある (*ibid.*, p.32.)。

(64) *ibid.*, p.35.

(65) *ibid.*, p.31.

(66) 日本の内閣官房長官とは異なり、イギリスの内閣官房長は、通常、外交官を除く職業公務員のトップである内閣公務員の長（Head of the Home Civil Service）を兼ねている（梅川正美ほか編著『現代イギリス政治 第2版』成文堂、2014、p.50.）。

(67) Cabinet Office, *op.cit.*(44), p.33.

(68) *ibid.*, p.32.

(69) これは、決定に至った政府の一致した立場を大臣が維持する一方で、非公開で自由に議論することができるという見込みの下に自らの見解を率直に表明できることを、連帯責任の原則が要請しているためとされる (*ibid.*, p.31.)。

(70) *ibid.*, p.35. なお、首相が出席できない場合は、首相に次いで最上席の大臣が議長を務める。

(71) 「閣議の議事録等の作成・一定期間経過後公開ルール」に関する海外現地調査について」（閣議議事録等作成・公開制度検討チーム作業チーム（第3回）資料2）2012.10.10, p.4. 内閣官房ウェブサイト <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gijiroku/dai2/2sankou2.pdf>> 運用上、現職の首相・大臣であっても前政権の議事録を見ることは禁止されており、法務総裁（Attorney General. 閣議に出席する大臣で、国王の首席法律顧問）のみが閲覧できる慣行があるとされる（同）。ただし、議事録作成の翌年から一定の期間満了後、歴史的記録（historical record）となり、公開される（2000年情報自由法（Freedom of Information Act 2000 (c.36)）第62条及び第63条）。期間は当初30年であったが、2013年から10年かけて20年に短縮されている。

(72) 濱野雄太「英国の内閣委員会制度（資料）」『レファレンス』727号、2011.8, pp.93-105. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050357\\_po\\_072705.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050357_po_072705.pdf?contentNo=1)> を参照。

負担を軽減することで政府の業務がより効果的に処理され、また、閣議に付託されなくとも徹底した検討に付されるように、通常、国内問題又は国家安全保障のような政府の業務の特定分野を検討するために設置され、ここでの決定は、閣議の決定と同様の権威を有する<sup>(73)</sup>。首相や重要政策を担う大臣が主宰し、関係閣僚が出席する。各内閣委員会の委員長、構成員、付託事項等は、首相が内閣官房長の助言を受けて決定する<sup>(74)</sup>。議事内容の扱いは、閣議と同様である<sup>(75)</sup>。

#### (4) 議会との関係

閣僚は、議会に対して説明責任を負う<sup>(76)</sup>。原則として、議員として所属する議院でのみ発言できる。政府提出法律案は、所管の大臣が議員として提出する<sup>(77)</sup>。イギリスでは、通常、閣僚の一員でもある院内総務（Leader of the House of Commons）が下院の議事運営を主導する<sup>(78)</sup>など、政府の役職と院内の役職が相互浸透的なものとなっている<sup>(79)</sup>。

下院が政府に対する不信任案を可決し、その後 14 日以内に何らかの信任案を可決しない場合、又は下院が定数の 3 分の 2 以上の多数で繰上総選挙の実施を可決した場合、下院は解散し、総選挙が実施される<sup>(80)</sup>。総選挙の結果、現在の政府を構成する政党とは別の政党が単独過半数を得たときは、首相及び政府は辞任する<sup>(81)</sup>。総選挙の結果、単独の政党が過半数を得ることができなかった場合は、首相が本人及び政府の辞表を国王に提出するまで、現在の政府が存続する。この場合、現在の政府は、新しい議会において下院の信任を得られるか否かを問うまで存続することができるが、信任を得られる見込みがなく、代わりとなる政府が明らかであるときは、総辞職することが求められる<sup>(82)</sup>。

### 3 ドイツ

#### (1) 歴史的発展

19 世紀末に統一国家として成立したドイツ帝国時代は、統一の中心勢力となったプロイセンの国王がドイツ皇帝の称号とともに国の統治権を有し、皇帝の統治行為は帝国宰相

(73) Cabinet Office, *op.cit.*(44), p.32.

(74) *ibid.*

(75) *ibid.*, p.35.

(76) *ibid.*, p.30.

(77) Daniel Greenberg, ed., *Craies on legislation: a practitioners' guide to the nature, process, effect, and interpretation of legislation*, 10th ed., London: Sweet & Maxwell, 2012, pp.268, 272; 田中琢二『イギリス政治システムの大原則』第一法規, 2007, p.22.

(78) 梅川ほか編著 前掲注(66), p.4.

(79) 成田憲彦「議会における会派とその役割—日本と諸外国—」『レファレンス』451号, 1988.8, pp.22-23.

(80) 議会任期固定法 (Fixed-term Parliaments Act 2011 (c.14))。同法については、河島太朗「イギリスの 2011 年議会任期固定法」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.4-34. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4023707\\_po\\_025402.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1)> を参照。同法により、首相は下院議員の任期満了前の総選挙を求めることはできなくなった。2017 年 6 月に行われた総選挙は、テリーザ・メイ (Theresa May) 首相 (当時) が、任期満了前の総選挙を承認するよう下院に求める意思を表明し、3 分の 2 の多数の賛成を得て行われたものである (Jones et al., eds., *op.cit.*(38), p.364.)。

(81) Cabinet Office, *op.cit.*(44), p.14.

(82) *ibid.*, pp.14-15. 総選挙の結果、現在の政府が単独過半数を維持した場合は、通常、政府は引き続き存続する (*idem*, p.14.)。なお、首相が死亡・辞職により欠けた場合には、与党が新たな首相候補の選出手続を行うものと解されており (Colin Turpin and Adam Tomkins, *British Government and the Constitution: Text and Materials* (Law in context series), 7th ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2011, pp.379-380.)、国王による首相の任命を経て、新首相の下で新たな政府が組織される。

(Reichskanzler) の副署を要することとされていた<sup>(83)</sup>。宰相は、単独で帝国の政策に責任を負うこととされ<sup>(84)</sup>、皇帝のみに対して責任を負っていた<sup>(85)</sup>。その後、宰相及び他の大臣が議会の信任を必要とすることが定められたのは、第1次世界大戦後のワイマール憲法においてである<sup>(86)</sup>。同憲法の下では、国民の直接選挙で選出される議会と大統領が対峙し、宰相及び他の大臣は、大統領によって任免される<sup>(87)</sup>と同時に、議会の信任を在職要件とした<sup>(88)</sup>。しかし、1929年の世界恐慌のあおりを受け、当時の内閣がその対応をめぐって崩壊して以降、議会には内閣を支えるべき多数派が形成されず、議会よりも大統領の信任に依拠する内閣が現れるようになった<sup>(89)</sup>。

1949年に施行された現行のドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」という。）の下では、連邦大統領は、国際法上連邦を代表する地位にあるものの（基本法第59条第1項）、権限は形式的なものにほぼ限定されており、いわゆる間接選挙で選挙され<sup>(90)</sup>、儀礼的な存在とされる<sup>(91)</sup>。一方で、政治の基本方針<sup>(92)</sup>を定め、その責任を負うのは連邦首相（Bundeskanzler）であり、この基本方針の範囲内において、各連邦大臣（Bundesminister）が、独立して、自らの責任において、所管の事務を指揮する（基本法第65条）<sup>(93)</sup>。

## (2) 構成

連邦首相及び連邦大臣は、連邦政府（Bundesregierung）を構成する（基本法第62条）。基本法においては、本稿における内閣を指す Kabinett という語は用いられていないが、連邦首相ウェブサイト等では、連邦首相及び連邦大臣は、共に連邦内閣（Bundeskabinett）を組織するとある<sup>(94)</sup>。

83) 松沢 前掲注(9), pp.168-173; ミッタイス著, リーベリッヒ改訂 (世良晃志郎訳) 『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社, 1971, pp.539-541. (原書名: Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte, ein Studienbuch*, neubearbeitet von Heinz Lieberich, 11. ergänzte Aufl., 1969.)

84) 他の大臣は宰相に従属しており、内閣は存在していなかった (Ferdinand Müller-Rommel, "The role of German ministers in cabinet decision making," Michael Laver and Kenneth A. Shepsle, eds., *Cabinet Ministers and Parliamentary Government*, Cambridge: Cambridge University Press, 1994, p.151.)

85) 松沢 前掲注(9), p.172; 小林孝輔 『ドイツ憲法小史』学陽書房, 1985, p.153.

86) Ch. グズィ (原田武夫訳) 『ヴァイマール憲法—全体像と現実—』風行社, 2002, p.56. (原書名: Christoph Gusy, *Die Weimarer Reichsverfassung*, 1997.)

87) 他の大臣は、宰相の提案に基づき、大統領が任免する (ワイマール憲法第53条)。

88) 樋口 前掲注(42), p.172. 君主と議会の存在を前提としていた二元型議院内閣制の「現代的変種」が、公選大統領と議会の間に成立したものと言える (同)。

89) 同上, pp.180-182. グズィ 前掲注(86), pp.56-58, 64-68 も参照。

90) 連邦議会議員及びこれと同数の州 (ラント) 議会選出議員から成る連邦会議において選挙される (基本法第54条第1項及び第3項)。

91) ただし、連邦議会が総議員の過半数の支持を集める者を連邦首相に選出しないとき、最多得票者を任命するか、又は連邦議会を解散するかを決定する (基本法第63条第4項) など、例外的な場合に、連邦大統領は自ら政治的決定に関与する (エクハルト・シュタイン (浦田賢治ほか訳) 『ドイツ憲法』早稲田大学比較法研究所, 1993, pp.49-50. (原書名: Ekkehart Stein, *Staatsrecht*, 9. Aufl., 1984.))。

92) 「政治の基本方針」は、①具体化を必要とするものであること、②国家全体に関わる内容であることの2点を特徴として備えるものとされるが、形式については、一定のものがあるわけではないというのが通説的見解であり、政府演説や公の場での談話、閣議の場での発言や態度、大臣に対する手紙の中などで触れられるようである (上田健介 『首相権限と憲法』成文堂, 2013, pp.82-85.)。

93) "Die Kanzlerin und ihr Kabinett." Bundeskanzlerin (ドイツ連邦首相) website <[https://www.bundeskanzlerin.de/Webs/BKin/DE/Kanzleramt/Bundeskabinett/bundeskabinett\\_node.html](https://www.bundeskanzlerin.de/Webs/BKin/DE/Kanzleramt/Bundeskabinett/bundeskabinett_node.html)>

94) *ibid.*

連邦首相は、連邦大統領が連邦議会の各会派と協議して1人の候補者を提案し<sup>(95)</sup>、その提案に基づき、連邦議会によって選挙される（基本法第63条第1項）。総議員の過半数の投票を得た候補者が、連邦首相に選挙される（同条第2項）。基本法では、第1回の投票で候補者が過半数の投票を得られなかった場合についても規定されている<sup>(96)</sup>が、これまでのところ第1回の投票で選挙された者が連邦首相に任命されている<sup>(97)</sup>。連邦大臣は、連邦首相の提案に基づき、連邦大統領により任命される（基本法第64条第1項）。内閣構成員は、いずれも連邦議員資格は要件とされていない<sup>(98)</sup>。

連邦首相及び連邦大臣は、就任に際して、連邦議会において、基本法第56条に規定された宣誓<sup>(99)</sup>を行う（第64条第2項）。任期は、任命状の交付又は就任の宣誓時から開始する（「連邦政府の構成員の法的地位に関する法律」<sup>(100)</sup>（以下「大臣法」という。）第2条第2項）。

閣僚は、基本法上、有給の職務や営利企業の役員等との兼職が禁止されている（第66条）。州（ラント）政府の構成員との兼職も禁止されている（大臣法第4条）。また、職務上知り得た情報についての守秘義務（大臣法第6条）、大臣の離職後18か月以内の企業への就職については、就職の1か月前までに、連邦政府に書面により届け出なければならず、公益が阻害されるおそれがある場合は、連邦政府は、諮問委員会の勧告に基づき、就職を禁止することができること（大臣法第6a条～第6d条）<sup>(101)</sup>、公の場で行われる連邦大臣の発言は、連邦首相が定める政治の基本方針と合致しなければならないこと（連邦政府執務規則<sup>(102)</sup>（以下「執規」という。）第12条）が定

<sup>(95)</sup> “Wahl des Bundeskanzlers / der Bundeskanzlerin.” Bundeskanzlerin website <[https://www.bundeskanzlerin.de/Webs/BK\\_in/DE/Kanzleramt/WahlDerBundeskanzlerin/wahl\\_der\\_bundeskanzlerin\\_node.html](https://www.bundeskanzlerin.de/Webs/BK_in/DE/Kanzleramt/WahlDerBundeskanzlerin/wahl_der_bundeskanzlerin_node.html)>

<sup>(96)</sup> 第1回の投票で候補者が総議員の過半数の投票を得られなかった場合は、連邦議会は14日以内に連邦首相を選挙することができ、そのための投票を何度でも行うことができるが、選挙されるには総議員の過半数の投票が必要である。14日以内に結果が出ない場合には、新たな選挙が直ちに行われ、相対多数の投票を得た候補者が連邦首相に選挙される。得票数が総議員の過半数に達したときは、連邦大統領はその者を7日以内に任命しなければならないが、達しなかったときは、連邦大統領はその者を7日以内に任命するか、連邦議会を解散するかなければならない（基本法第63条第3項及び第4項）。

<sup>(97)</sup> Peter Schindler, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages: 1949 bis 1999*, Baden-Baden: Nomos, 1999, pp.1018-1024. Deutscher Bundestag（ドイツ連邦議会）website <[https://www.bundestag.de/blob/283210/8c97b35e267a3ba3db6994e8fa7dfe99/datenhandbuch\\_1949\\_1999-data.zip](https://www.bundestag.de/blob/283210/8c97b35e267a3ba3db6994e8fa7dfe99/datenhandbuch_1949_1999-data.zip)>; “Wahl und Amtszeit der Bundeskanzler,” *Das Datenhandbuch des Bundestages*, 2018.3.14, pp.1-5. *idem* <[http://www.bundestag.de/blob/196244/fdf93dfac96b7d10d252a86207481e90/kapitel\\_06\\_01\\_wahl\\_und\\_amtszeit\\_der\\_bundeskanzler-data.pdf](http://www.bundestag.de/blob/196244/fdf93dfac96b7d10d252a86207481e90/kapitel_06_01_wahl_und_amtszeit_der_bundeskanzler-data.pdf)>

<sup>(98)</sup> もっとも、内閣構成員は連邦議会議員であることが多い。ドイツ連邦共和国の建国以降の連邦首相8人のうち、州首相から連邦首相になったクルト・ゲオルク・キージンガー（Kurt Georg Kiesinger）を除く7人は、連邦首相就任時、連邦議会議員であった（Schindler, *ibid.*; Michael F. Feldkamp, *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages: 1994 bis 2003*, Baden-Baden: Nomos, 2005. *ibid.* <[https://www.bundestag.de/blob/189498/4b3f91ce2df0df2fc96b28172930e5f1/datenhandbuch1994\\_2003-data.pdf](https://www.bundestag.de/blob/189498/4b3f91ce2df0df2fc96b28172930e5f1/datenhandbuch1994_2003-data.pdf)>; ドイツ連邦首相ウェブサイト）。また、1953～2007年の内閣発足時の連邦大臣のうち、下院議員の中から任命された者の割合は77%とされる（Jörn Fischer and André Kaiser, “Hiring and firing ministers under informal constraints: Germany,” Keith Dowding and Patrick Dumont, eds., *The selection of ministers in Europe: hiring and firing*, London: Routledge, 2009, p.28.）。連邦議会議員が大臣等になった場合は、連邦議会議員として受ける給与が50%減ぜられる（「ドイツ連邦議会議員の法的地位に関する法律（Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Mitglieder des Deutschen Bundestages）」第29条第1項）。

<sup>(99)</sup> 「私は、私の力をドイツ国民の幸福に捧げ、その利益を増進し、損害を回避し、基本法及び連邦の法律を守り、かつ、擁護し、良心に従って私の義務を果たし、何人に対しても正義を行うことを誓う。神にかけて誓う。」と規定されている。なお、宗教上の誓約なしに行うこともできる（同条）。

<sup>(100)</sup> Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Mitglieder der Bundesregierung (Bundesministergesetz - BMinG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Juli 1971 (BGBl. I S. 1166).

<sup>(101)</sup> 渡辺富久子「【ドイツ】大臣及び政務次官の民間企業への就職規制」『外国の立法』No.265-1, 2015.10, p.32. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9514883\\_po\\_02650113.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9514883_po_02650113.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(102)</sup> Geschäftsordnung der Bundesregierung vom 11. Mai 1951 (GMBL. S. 137). 基本法第65条に基づき、1951年5月11日に決定された。

められている。

給与は、主として基本給及び地域手当から成り、事務次官級の公務員の号俸（B11）に基づき算定される（大臣法第11条第1項）。基本給は、連邦首相はB11の1と3分の2、連邦大臣はB11の1と3分の1である<sup>(103)</sup>。2019年4月時点のB11の額<sup>(104)</sup>に基づき算出した基本給（月額）は、連邦首相は約24,324ユーロ（約2,991,852円）、連邦大臣は約19,459ユーロ（約2,393,457円）である<sup>(105)</sup>。

### (3) 運営

通常、連邦政府の決定は、共同の会議（閣議）で行われる（執規第20条第1項）。閣議は連邦首相（事故がある場合にはその代理者）が主宰し（執規第22条第1項）、連邦大臣、連邦首相府長官（Chef des Bundeskanzleramtes）<sup>(106)</sup>、連邦首相政務次官<sup>(107)</sup>のほか、連邦大統領府長官、連邦政府プレス情報局長官（Bundespressechef）、連邦首相秘書官（Persönliche Referent des Bundeskanzlers）、書記官が通常出席するが（執規第23条第1項）、連邦首相は、（大臣の申出に基づき）出席者の範囲を決定することができる（同条第3項及び第4項）。閣議は、原則として、毎週水曜日に開催される<sup>(108)</sup>。口頭での審議が不要である場合は、書面による同意で足りるものとされる（執規第16条第4項、第20条第2項）。

内政及び外交、経済、社会、財政又は文化上重要な案件は全て連邦政府の審議及び表決に付きなければならず、法律案や連邦政府の命令案、上級公務員の人事等が含まれる（執規第15条）。連邦政府に提出する案件は、緊急に決定しなければならないものを除き、事前に関係省庁間で協議しなければならないとされており（執規第16条第1項）、省庁横断的な複雑な案件については、関係大臣によって構成される内閣委員会（Kabinettsausschuss）が設置されることもある<sup>(109)</sup>。閣議には定足数があり、連邦首相を含む連邦大臣の半数が出席していなければならない（執規第24条第1項）。議決は多数決により、可否同数のときは議長が決定する（同条第2項）<sup>(110)</sup>。議決に際して、連邦財務大臣、連邦法務大臣及び連邦内務大臣には、停止的拒否権が認められて

<sup>(103)</sup> 地域手当は、連邦首相、連邦大臣のいずれもB11の地域手当の1と3分の1である。

<sup>(104)</sup> “Anlage IV (zu § 20 Absatz 2 Satz 2, § 32 Satz 2, § 37 Satz 2) Gültig ab 1. April 2019.” Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat（ドイツ連邦内務・建設・コミュニティー省）website <[https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/veroeffentlichungen/themen/oeffentlicher-dienst/beamte/besoldungstabellen-april-2019.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/veroeffentlichungen/themen/oeffentlicher-dienst/beamte/besoldungstabellen-april-2019.pdf?__blob=publicationFile&v=2)>

<sup>(105)</sup> 円換算は、2019年7月報告省令レートにより、1ユーロ123円として計算した（以下同様）。

<sup>(106)</sup> 1984年以降、1999～2005年を除き、大臣がこの職を務めている（上田 前掲注92, p.93.）。首相自身が決定しない限りにおいて、閣議の議事日程を決定する（“Kanzleramtsminister: Chef des Bundeskanzleramts.” Bundesregierung（連邦政府）website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/bundeskanzleramt/chef-des-bundeskanzleramts-975036>>）。

<sup>(107)</sup> 法的には首相に直属し、連邦首相府長官を長とする指揮系統からは外れている（上田 同上）。

<sup>(108)</sup> “Die Kanzlerin und ihr Kabinett,” *op.cit.*93

<sup>(109)</sup> 安井宏樹「第5章 ドイツ「改革停滞」と「21世紀型統治システム」— 佐々木毅編『21世紀デモクラシーの課題—意思決定構造の比較分析—』吉田書店、2015、p.223. 制度上は連邦首相が主宰することになっているものの、実際には主務大臣が実質的な議事運営を担っているとされる（同）。なお、ここでの決定は、イギリスの内閣委員会と異なり、原則として、閣議における決定と同様の効力を有するものではなく、現在の運用では、年に1、2回程度の開催であるとされる（「閣議の議事録等の作成・一定期間経過後公開ルール」に関する海外現地調査について」前掲注71）。

<sup>(110)</sup> なお、運用上、連立政権の下では、発言の統一性を確保するため、全会一致とされているという（「閣議の議事録等の作成・一定期間経過後公開ルール」に関する海外現地調査について」同上）。また、実際には、明示的な異議がないことをもって合意が形成されたものと判断されているようである（上田 前掲注92, p.88.）。

いる（執規第 26 条）<sup>(111)</sup>。もっとも、投票を行うことはまれで<sup>(112)</sup>、すでに調整済みの案件を採決する「決議の場」としての性格が強いとされている<sup>(113)</sup>。閣議は秘密とされるが（執規第 22 条第 3 項）、閣議の議題及び決定事項は連邦政府ウェブサイトに掲載される<sup>(114)</sup>。連邦首相府第一局内閣議会課において<sup>(115)</sup>議事録が作成されるが（執規第 27 条）、公開されず、秘密とされている<sup>(116)</sup>。

#### (4) 議会との関係

閣僚は、連邦議会及び連邦参議院の審議に出席することができ、また、出席の要求を受ける（基本法第 43 条及び第 53 条）。議会における連邦大臣の説明は、政務次官<sup>(117)</sup>により代理される（執規第 14 条第 2 項）。連邦政府は、予算の増額修正等を内容とする法律への同意を行う（基本法第 113 条）<sup>(118)</sup>。連邦首相には、閣議決定した政府提出法律案の立法府への提出（執規第 28 条第 1 項）の権限が認められている。

閣僚、連邦議会の与党会派及び与党の間にはそれぞれ一定の距離が存在し、会派長（Fraktionsvorsitzender）が閣僚を兼務することは避けられており、また、党首と連邦首相が異なることもしばしばある<sup>(119)</sup>。歴代連邦首相 8 人のうち、連邦首相就任時に党首の座にあったのは、ヴィリー・ブランド（Willy Brandt）、ヘルムート・コール（Helmut Kohl）、アンゲラ・メルケル（Angela Merkel）の 3 人のみである<sup>(120)</sup>。

ドイツには、日本やイギリスにおける内閣の議会に対する連帯責任という観念は存在しないと解されており<sup>(121)</sup>、議会から不信任を表明された場合に辞職を強制され得るという意味で責

(111) 連邦財務大臣が財政上重要な問題について異議を申し立てたときは、再度表決が行われる。異議を申し立てられた案件の実施は、財務大臣又はその代理が出席した新たな表決において、連邦大臣総数の過半数により議決され、かつ、連邦首相が多数派に同調して投票するまでは、停止しなければならない。連邦法務大臣及び連邦内務大臣が、法律案、命令案又は連邦政府の措置に対して、現行法との抵触を理由に異議を申し立てたときも、同様とされている（上田 同上, pp.121-122 を参照）。

(112) Müller-Rommel, *op.cit.*(84), p.155.

(113) 安井 前掲注(109), p.222.

(114) “Kabinettsitzungen.” Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/bundeskanzleramt/kabinettsitzungen>>

(115) 上田 前掲注(92), p.94.

(116) 「閣議の議事録等の作成・一定期間経過後公開ルール」に関する海外現地調査について」前掲注(71) ただし、連邦公文書館法（Gesetz über die Nutzung und Sicherung von Archivgut des Bundes (Bundesarchivgesetz - BArchG)）に基づき、一般的に 30 年を経過した文書は利用可能となり（同）、1987 年までの議事録が、連邦公文書館ウェブサイトで公開されている（2019 年 8 月 21 日時点）。

(117) 政務次官は、連邦首相及び連邦大臣に付置され、その職務を補佐するもので、連邦首相に付置される者のうち 1 人を除き、連邦議会議員でなければならない（「政務次官の法的地位に関する法律（Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Parlamentarischen Staatssekretäre (ParlStG)）」第 1 条）。政務次官の任免は、連邦大臣の同意を得て連邦首相が提案し、連邦大統領が行う（同法第 2 条）。議会での大臣代理としての活動は、政務次官の本領と考えられている（毛利透「内閣と行政各部の連結のあり方」『公法研究』62 号, 2000, p.82.）。政務次官は、1967 年の制度導入から 1980 年代初めまで、連邦大臣就任の登竜門的役職であったが、議会における大臣代理を原則として政務次官が行う旨が執務規則上規定され、これが定着したことで、省庁の仕事に精通し、かつ、答弁をこなすことが求められる、議会における高いキャリアを前提とする役職へと変化しつつあるとの指摘がある（河崎健『ドイツの政党の政治エリート輩出機能—候補者擁立過程と議会・政府内昇進過程をめぐる考察—』コンラート・アデナウアー財団日本事務所, 2015, pp.266-273.）。

(118) 法律が、連邦政府の提案した予算の支出を増額し、又は、新たな支出（収入の減少）を含み、若しくは、それを将来に向かってもたらすものであるときは、連邦政府の同意を必要とする。連邦政府は、連邦議会がこのような法律に関する議決を中止するよう要求することができる。

(119) 安井 前掲注(109), pp.224-225.

(120) 河崎 前掲注(117), p.274.

(121) 上田 前掲注(92), p.137.

任を負うのは、連邦首相のみである<sup>(122)</sup>。連邦首相は、連邦議会が総議員の過半数をもって連邦首相の後任を選出し、連邦首相に対して不信任を表明したとき、辞職に追い込まれる（基本法第67条。建設的不信任<sup>(123)</sup>）。首相の信任決議案が連邦議会において総議員の過半数の賛成を得られなかった場合において、連邦議会が総議員の過半数で別の連邦首相を選出したときも同様であるが（基本法第68条第1項第2文）、別の連邦首相を選出しなかったときは、連邦大統領は、連邦首相の提案に基づき、21日以内に連邦議会を解散することができる（同項第1文）。実際のところ、この信任決議案の規定は、議会の早期解散のために用いられている<sup>(124)</sup>。なお、連邦首相の職務が終了するときは、連邦大臣の職務も終了するため（基本法第69条第2項）、連邦首相に対する信任又は不信任が問われた場合であっても、その議決による連邦首相の辞職は、結果的に内閣総辞職<sup>(125)</sup>となる。連邦首相は連邦大統領の要請に基づき、連邦大臣は連邦首相又は連邦大統領の要請に基づき、その後任が任命されるまで、その事務を続行する義務を負う（基本法第69条第3項）。

## 4 フランス

### (1) 歴史的発展

フランスでは、君主の助言者集団としての内閣の原型は、17～18世紀頃の国王顧問会議（Conseil du roi）に見ることができる<sup>(126)</sup>。1789年のフランス革命以降、制限君主制、議会中心の共和制、独裁制（帝政）、そして制限君主制へとといったように、政治制度の変更が繰り返されてきたため、内閣が一様に維持されてきたわけではないが、復古王政期の1824年に大臣が国王の臨席以外の場で集まるようになったのが、閣内会議（Conseil de Cabinet）の起源とされる<sup>(127)</sup>。内閣が議会の信任を存立の基礎とする運用については、七月王政の時代（1830～1848年）にそうした慣行が見られたものの<sup>(128)</sup>、政治体制の変更もあって定着せず、1875年の第3共和制において初めて、制度として憲法（第3共和国憲法）に明記された<sup>(129)</sup>。第3共和制では、内閣が大統領と議会の両方の信任を必要とする二元型議院内閣制が想定されていた。しかし、1877年、大統

<sup>(122)</sup> とはいえ、連邦大臣が議会に対して責任を負わないことを意味するものではなく、連邦議会は、個々の大臣に対して連邦議会の不同意を表明したり、連邦大統領に対して大臣の罷免の提案をするよう連邦首相に要請したりすることが可能とされる（コンラート・ヘッセ（初宿正典・赤坂幸一訳）『ドイツ憲法の基本的特質』成文堂、2006、p.396。（原書名：Konrad Hesse, *Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, 20. Aufl., 1995.））。

<sup>(123)</sup> 建設的不信任案が可決された例は、1982年に、ヘルムート・シュミット（Helmut Schmidt）首相の後任としてコール首相が選任された例のみである（渡辺暁彦「ドイツにおける議院内閣制と政権の安定—基本法六七条のいわゆる「建設的不信任投票」制度に関する一考察—」『同志社法学』52巻2号、2000.7、p.385.）。

<sup>(124)</sup> ドイツ連邦共和国の建国以降の解散は3回のみであり、1972年のブランド政権、1983年のコール政権、2005年のゲアハルト・シュレーダー（Gerhard Schröder）政権は、いずれも、連邦議会に対して信任を求める決議を提出し、与野党合意の下に、与党議員の一部が棄権することで意図的に否決し、早期解散を実現した（川人 前掲注(9)、p.71；高澤美有紀「主要国議会の解散制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』923号、2016.10.18、pp.9-10。<[http://ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10202206\\_po\\_0923.pdf?contentNo=1](http://ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202206_po_0923.pdf?contentNo=1)>）。

<sup>(125)</sup> なお、連邦首相及び連邦大臣の職務は、新たな連邦議会の集会があったときにも終了する（同項）。

<sup>(126)</sup> Fr. オリヴィエ＝マルタン（塙浩訳）『フランス法制史概説』創文社、1986、pp.661-672。（原書名：François Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, 2e éd., 1951）；中村 前掲注(4)、pp.115-116。

<sup>(127)</sup> Philippe Ardant et Bertrand Mathieu, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 29e éd., Paris: LGDJ-Lextenso éditions, 2017, p.360。

<sup>(128)</sup> 樋口 前掲注(42)、pp.145-146。この時期の内閣は、国王と議会の両方の信任を必要とするため、二元型議院内閣制に属する（同）。

<sup>(129)</sup> 宮沢俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型—比較法的考察—」『憲法と政治制度』岩波書店、1968、pp.64-67；松沢 前掲注(9)、pp.160-166。

領が議会の支持を受けた首相との対立から議会を解散したものの、選挙の結果、議会の多数派は維持され、その多数派から首相を任命せざるを得なくなって以降、解散権不行使の慣行はその後の大統領に引き継がれ、内閣が議会の信任のみに依拠する一元型議院内閣制が定着した<sup>(130)</sup>。もっとも、議会では、小党分立が続き、内閣を安定的に支える多数派が形成されなかったことから、内閣は頻繁に交代し、こうした状況は第4共和制の下においても継続した<sup>(131)</sup>。

現在の第5共和制では、議会とは別に国民から選ばれ、統治機構の要石 (clé de voûte) として実質的な権限を有する共和国大統領 (以下「大統領」という。)<sup>(132)</sup>と、議会下院である国民議会の信任を存立要件とする (憲法第50条) 内閣 (Gouvernement)<sup>(133)</sup>が併存しており、このような政治体制は「半大統領制」とも呼ばれる<sup>(134)</sup>。内閣は、「国政を決定し、遂行する」とともに「行政及び軍事力を司る」と規定されているが (憲法第20条)、国政の実権の相当部分は大統領にあり、内閣は、大統領と協力しつつ基本政策を決定し、具体的施策の準備と執行に当たる<sup>(135)</sup>。

## (2) 構成

内閣は、首相によって率いられ、大臣によって構成される<sup>(136)</sup>。

首相は、大統領が任命し、首相の提案に基づいて、大統領がその他の閣僚を任命する (憲法第8条)。大統領は首相を自由に選ぶことができるが、内閣の存立には下院の信任が必要であるため、事実上の制約を受け、大統領の支持勢力と下院の多数派が異なる場合 (コアビタシオン (cohabitation))

<sup>(130)</sup> 樋口 前掲注(42), p.151; 大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂, 2013, pp.19-20.

<sup>(131)</sup> 樋口 同上, pp.201-204, 215-218; 大山 同上, pp.20-25. 第3共和制においては、内閣は上下両院の信任を必要とし、いずれかの院の支持を失っただけで辞職を余儀なくされたことも、内閣の不安定さにつながった (大山同)。

<sup>(132)</sup> 大統領は、憲法の尊重に留意し、その裁定により、公権力の適正な運営と国家の継続性を確保し、また、国の独立、領土の一体性、条約の尊重を保障する (憲法第5条)。憲法に規定された権限として、行政権との関係では首相の任命権 (第8条)、条約の交渉・批准権 (第52条) 等を、立法権との関係では公権力の組織に関する法律案等の国民投票付託権 (第11条)、下院解散権 (第12条) 等を、司法権との関係では恩赦の決定権 (第17条) 等を有する。このうち、首相の任命、下院の解散や国民投票の付託等一定のものについては単独で行うことができ、それ以外のものについては、首相又は大臣の副署を要する (第19条)。

<sup>(133)</sup> ここでの Gouvernement は、首相及び複数の大臣から成り、「政府」とも訳される (滝沢正『フランス法 第5版』三省堂, 2018, p.131.)。大臣は、その地位の高い順に國務大臣 (ministre d'État)、省大臣 (ministre)、担当大臣 (ministre délégué)、政務長官 (secrétaire d'État) に区別される (これらの大臣全てが常に置かれるわけではない。Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 29e éd., Paris: LGDJ, 2015, pp.633-634.)。このうち政務長官は、各省大臣の見習いの意味を持ち (滝沢 同, p.133.)、権限に関する事項につき大臣会議 (II 4 (3) 参照) に出席し得るものの、全ての大臣会議に出席するわけではなく、他の大臣より下位に位置付けられる。また、給与を定める規定 (II 4 (2) 参照) も「内閣構成員 (membres du Gouvernement)」とは別に存在する点は留意を要する。

<sup>(134)</sup> M. デュヴェルジェ (時本義昭訳)『フランス憲法史』みすず書房, 1995, pp.163-164. (原書名: Maurice Duverger, *Les constitutions de la France*, 13e éd., 1993); Matthew Søberg Shugart, “Comparative Executive-Legislative Relations,” R.A.W. Rhodes et al., eds., *The Oxford handbook of political institutions*, Oxford: Oxford University Press, 2006, pp.357-358; 大山 前掲注(130), pp.52-59. なお、フランスの政治体制については、内閣に対する不信任の仕組み (II 4 (4) 参照) の存在から、議院内閣制とする見方 (滝沢 同上, pp.142-143.) や、大統領と議会との二元的対置の中で、内閣が、議会に責任を負うと同時に大統領の信任をも必要とするという意味で、一種の二元型議院内閣制とする整理もある (樋口 前掲注(8), p.12.)。

<sup>(135)</sup> 滝沢 同上, p.134.

<sup>(136)</sup> Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *op.cit.*(133), p.630.

と呼ばれる。)<sup>(137)</sup>は、大統領はその多数派に所属する首相を選ぶことが一般的である<sup>(138)</sup>。

首相を除く閣僚は、首相が副署した大統領のデクレ (décret. 日本の政令にほぼ相当) により任命される。憲法上、大統領は首相の提案に基づき任命を行うこととされるが、首相に選択の自由はなく、コアピタシオンの状況を除き、多くの場合、大統領が実際の選考主体とされる<sup>(139)</sup>。閣僚の数や所管事項は法定されておらず、組閣の際に各省の統廃合や省の新設が行われることも少なくない<sup>(140)</sup>。

憲法上、閣僚が議員職を兼ねることは禁止されており (第 23 条)<sup>(141)</sup>、自由業に従事することも禁止されている<sup>(142)</sup>。また、職務の開始時及び終了時に、資産状況及び利害関係の届出を「公職の透明性に関する高等機関 (Haute Autorité pour la transparence de la vie publique)」<sup>(143)</sup>に対して行わなければならない (「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号」<sup>(144)</sup>)。届出書は、一部の個人情報を除いて公開される<sup>(145)</sup>。届出の全部又は一部を怠った場合には、離職後 3 か月間支給されることとなっている手当を受け取ることができない (同法による改正を経た「憲法第 23 条の規定の適用のための組織法律に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1099 号」<sup>(146)</sup> 第 5 条第 3 項)。在職中、利益相反状態<sup>(147)</sup>のために権限を行使するのが適当でないと言われた場

(137) 現在の第 5 共和制の下では、フランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 大統領の下でのジャック・シラク (Jacques Chirac) 首相 (1986~1988 年) 及びエドゥアール・バラデュール (Édouard Balladur) 首相 (1993~1995 年)、シラク大統領の下でのリオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) 首相 (1997~2002 年) の時期に生じた。なお、2000 年の憲法改正により大統領の任期が下院議員の任期と同じ 5 年に短縮され、大統領選挙に続いて下院総選挙が実施されるようになった 2002 年以降、コアピタシオンは生じにくくなっている (大山 前掲注<sup>(130)</sup>, pp.77-78.)。

(138) Ardant et Mathieu, *op.cit.*(127), pp.479-480.

(139) “Comment s’effectue la nomination des membres du Gouvernement?” 2018.7.7. vie-publique.fr (フランス首相府の法律・行政情報局 (La Direction de l’Information Légale et Administrative) が編集するポータルサイト) website <<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/fonctionnement/premier-ministre/gouvernement/comment-s-effectue-nomination-membres-du-gouvernement.html>>

(140) 滝沢 前掲注<sup>(133)</sup>, p.133.

(141) そのため、上院又は下院の議員が閣僚となることを選択した場合は、あらかじめ指定した代理議員 (suppléant) が議席を継承する (閣僚職を離れた後、議員職に復帰することができる (選挙法典 L.O. 第 176 条) )。なお、1959~2005 年の内閣発足時の大臣のうち、上院又は下院議員出身者の割合は約 66% である (Christopher Kam and Indridi Indridason, “Cabinet Dynamics and Ministerial Careers in the French Fifth Republic,” Dowding and Dumont, eds., *op.cit.*(98), p.45.)。

(142) Ardant et Mathieu, *op.cit.*(127), p.485. なお、公務員が内閣構成員となった場合は、休職扱いとなる (「憲法第 23 条の規定の適用のための組織法律に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1099 号 (Ordonnance n° 58-1099 du 17 novembre 1958 portant loi organique pour l’application de l’article 23 de la Constitution)」第 4 条)。

(143) 同機関は独立行政機関であり、大統領が任命する長 1 人、コンセイユ・デタ (最高行政裁判所)、破毀院 (最高司法裁判所) 及び会計検査院の職員から各 2 人並びに国民議会 (下院) 議長及び元老院 (上院) 議長が任命する有識者各 1 人の計 9 人で組織される (「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号」第 19 条)。

(144) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. 届出を怠った場合又は不完全な届出若しくは虚偽の届出をした場合には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロ (約 5,535,000 円) の罰金刑が科される。なお、在職中に届出内容に大きな変更があった場合も、届出が必要である。詳細は、服部有希「フランスの政治倫理に関する立法—利益相反防止と資産公開—」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp.23-63. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9381677\\_po\\_02640003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381677_po_02640003.pdf?contentNo=1)> を参照。

(145) 選挙法典 L.O. 第 135-2 条及び同法第 5 条。Haute Autorité pour la transparence de la vie publique website <<https://www.hatvp.fr/consulter-les-declarations/>> に掲載されている。

(146) 前掲注<sup>(142)</sup>を参照。

(147) 「1 の公益が他の公益又は私益と競合する状況であって、中立、公正かつ公平な職務の遂行に影響し、又は影響するおそれのあるもの」と定義されている (「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号」第 2 条)。

合は、大臣会議（次項参照）への出席を含め、閣僚の職務範囲は制限される<sup>(148)</sup>。また、離職後最長3年間、自由業や企業における有給の活動等に従事することが制限される場合がある（同法第23条第2項）。なお、閣僚に限定して課されるものではないが守秘義務を負い、法律上規定された例外を除き、地位又は職業上知り得た情報を漏えいした場合は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロ（約1,845,000円）の罰金刑が科される（刑法典第226-13条）。

給与は、基本給、地域手当及び職務手当から成る（「共和国大統領及び内閣構成員の俸給に関する2012年8月23日のデクレ第2012-983号」<sup>(149)</sup>）。基本給は、一定以上の高級公務員に適用される俸給表（hors échelle）に基づき算定され<sup>(150)</sup>、地域手当は基本給の3%、職務手当は基本給と地域手当の合計額の25%と規定されている。2019年1月時点の俸給表<sup>(151)</sup>に基づき算出した基本給（月額）は、首相は約11,246ユーロ（約1,383,258円。最高額の場合）、省大臣は約7,872ユーロ（約968,256円）、政務長官は約7,478ユーロ（約919,794円）である。

### (3) 運営

大統領が主宰する大臣会議が、憲法の定める最高の意思決定機関である（憲法第9条）<sup>(152)</sup>。大臣会議の構成員は、大統領が自由に決定できる<sup>(153)</sup>。内閣事務総長（Secrétaire général du Gouvernement）<sup>(154)</sup>及び大統領府事務総長（Secrétaire général de la présidence de la République）が、補佐のために参加する<sup>(155)</sup>。原則として、大臣会議は毎週水曜日に大統領官邸で開催される<sup>(156)</sup>。大臣会議の議事は、首相が提案し、大統領が決定する<sup>(157)</sup>。議事は、政府提出法律案、オルドナンス（議会の承認を経て法律としての効力を得る行政立法）、デクレなどの全般的なもの、人事など個別的なもの、外務大臣からの国際情勢についての報告等の3部構成となっている<sup>(158)</sup>。

<sup>(148)</sup> 制限は、デクレにより定められる。なお、「政治活動における信頼性のための2017年9月15日の法律第2017-1339号（Loi n° 2017-1339 du 15 septembre 2017 pour la confiance dans la vie politique）」により、これらの事例の記録が作成されることとなり、記録簿は政府ウェブサイトに掲載されている。同法については、安藤英梨香「フランスにおける政治倫理向上のための立法」『外国の立法』No.280, 2019.6, pp.87-122. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11289082\\_po\\_02800004.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11289082_po_02800004.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>(149)</sup> Décret n° 2012-983 du 23 août 2012 relatif au traitement du Président de la République et des membres du Gouvernement. 政務長官については、Décret n° 2014-425 du 25 avril 2014 relatif au traitement des secrétaires d'Etat を参照。

<sup>(150)</sup> 厳密には、その俸給表に属する公務員が受け取る俸給の最高額と最低額の平均の倍額を限度として、その範囲内で支給される（そのうち最高額を5%増額した額が、大統領及び首相の基本給となる。一方、省大臣及び担当大臣の基本給は先の平均の1.4倍、政務長官は同じく1.33倍の額と定められている。 *ibid.*）。

<sup>(151)</sup> Décret n° 85-1148 du 24 octobre 1985 modifié relatif à la rémunération des personnels civils et militaires de l'Etat, des personnels des collectivités territoriales et des personnels des établissements publics d'hospitalisation, article 6.

<sup>(152)</sup> 滝沢 前掲注<sup>(133)</sup>, p.133. なお、首相が主宰する閣内会議は、第4共和制においては重要な会議体であったが、第5共和制においては、大統領の権限の強化に伴い重要性が低下したとされる（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.112.）。なお、閣議の主宰について、首相は、明示的な委任に基づき、かつ、特定の議事日程に関して、臨時に、その職務を代行することができる（憲法第21条第4項）。

<sup>(153)</sup> Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *op.cit.*<sup>(133)</sup>, p.637.

<sup>(154)</sup> “Quel est le rôle du Secrétariat général du Gouvernement?” 2018.7.7. vie-publique.fr website <<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/fonctionnement/premier-ministre/gouvernement-fonctionnement/quel-est-role-du-secre-tariat-general-du-gouvernement.html>>

<sup>(155)</sup> “Qu'est-ce qu'un Conseil des ministres?” 2018.7.7. *ibid.* <<https://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/fonctionnement/premier-ministre/gouvernement-fonctionnement/qu-est-ce-qu-conseil-ministres.html>>

<sup>(156)</sup> 植野妙実子『フランス憲法と統治構造』（日本比較法研究所研究叢書 82）中央大学出版部, 2011, p.63.

<sup>(157)</sup> Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *op.cit.*<sup>(133)</sup>, p.638.

<sup>(158)</sup> Jean Massot, *Chef de l'État et chef du Gouvernement: la dyarchie hiérarchisée*, Paris: La Documentation française, 2008, p.192.

表決は行われず<sup>(159)</sup>、大統領が決定を下す権限を有している<sup>(160)</sup>。事前調整のため、大統領が主宰する会議 (conseil restreint) や首相が主宰する省レベルの会合 (省庁間委員会 (comité interministériel)、閣僚会合 (réunion de ministres)) が開催されることがある<sup>(161)</sup>。こうした事前調整の結果、大臣会議における議論は乏しく、形式的な承認の場となっているとされる<sup>(162)</sup>。決定事項の一覧は内閣事務総長により、議事録の完全版は内閣事務総局 (Secrétariat général du Gouvernement) により作成される<sup>(163)</sup>。大臣会議における議論は秘密とされるが<sup>(164)</sup>、概要は、政府ウェブサイトに掲載されるとともに<sup>(165)</sup>、広報担当の大臣が報道発表 (communiqué) を行う。

#### (4) 議会との関係

内閣は、議会に対して責任を負う。内閣構成員は、両議院に出席し、自らが求めるときに意見を表明する (憲法第 31 条第 1 項)。首相には、政府提出法律案の提出 (憲法第 39 条) 等の権限が認められている。また、内閣は、政府提出法律案の一括表決の請求 (憲法第 44 条第 3 項)、一部の議事日程の優先的な決定 (憲法第 48 条第 2 項及び第 3 項) を通じて、審議手続に参与する<sup>(166)</sup>。

首相は、下院が不信任動議を可決した場合、又は内閣の綱領若しくは一般政策の表明を承認しなかった場合には、大統領に内閣の辞表を提出しなければならない (憲法第 50 条)。ただし、当然に総辞職するわけではなく、大統領は辞表を受理するか、又は下院を解散するかを選択することができる<sup>(167)</sup>。大統領は、首相及び両院議長に諮問した後、下院を解散することができる (憲法第 12 条第 1 項)<sup>(168)</sup>。なお、内閣は、大統領選挙又は下院議員総選挙が行われた後にも総辞

<sup>(159)</sup> 徳永貴志ほか訳「フランスにおける政府の憲法解釈—内閣事務総局の役割—」『和光経済』51 卷 1 号, 2019.1, p.38. (ティエリー＝グザヴィエ・ジラルド内閣事務総局事務次長補佐の発言部分)

<sup>(160)</sup> 内閣構成員間の意見の相違に対して、最終的に決着をつける場合もある (Massot, *op.cit.*(158), p.193.)。

<sup>(161)</sup> *ibid.*, p.191; Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *op.cit.*(133), p.637.

<sup>(162)</sup> 大山 前掲注(130), pp.74-75; 徳永ほか訳 前掲注(159)

<sup>(163)</sup> “Qu’est-ce qu’un Conseil des ministres?” *op.cit.*(155)

<sup>(164)</sup> Jean Gicquel et Jean-Éric Gicquel, *op.cit.*(133), p.638. ただし、「文書に関する 2008 年 7 月 15 日の法律第 2008-696 号 (Loi n° 2008-696 du 15 juillet 2008 relative aux archives. 文化遺産法典を修正する法律)」に基づき、25 年の期間の経過後に公開可能となる。

<sup>(165)</sup> “Comptes rendus du Conseil des ministres.” gouvernement.fr website <<https://www.gouvernement.fr/comptes-rendus-du-conseil-des-ministres>>

<sup>(166)</sup> 政府提出法律案の審議手続に首相又は内閣が参与する仕組みとして、両院協議会の開催及び下院による最終表決の請求 (両院の意見が一致しない場合、各議院で 2 回 (内閣が審議促進手続の適用を求めた場合において、両院の議事評議会が一致して反対しなかったときは 1 回) 審議されたのち、首相は、両院協議会の開催を求めることができる。両院協議会でも合意に到達しないときは、内閣は、下院に対して最終表決を求めることができる。憲法第 45 条) や、一部の法律案に内閣の責任をかける手続 (首相は、予算法律案又は社会保障財政法律案及びその他の法律案 (1 会期につき 1 法律案のみ) について、大臣会議を経て、下院における法律案の表決に内閣の責任をかけることができる。この場合には、続く 24 時間以内に総議員の 10 分の 1 以上の議員により提出された不信任動議が可決されない限り、当該法律案は可決されたものとみなされる。憲法第 49 条第 3 項) もある。

<sup>(167)</sup> 滝沢 前掲注(133), p.144. 不信任動議が可決された例は、1962 年にシャルル・ド・ゴール (Charles de Gaulle) 大統領が大統領直接公選制を導入した際、第 5 共和制で初めて可決されてジョルジュ・ポンピドゥー (Georges Pompidou) 内閣が総辞職した例のみである (徳永貴志「【解題】フランス国民議会の特徴」国立国会図書館調査及び立法考査局編『フランス議会下院規則』(調査資料 2017-1-b 基本情報シリーズ 25) 国立国会図書館, 2018, p.18. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11062326\\_po\\_201701b.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11062326_po_201701b.pdf?contentNo=1)>)。このときは、大統領が下院を解散し、内閣の交代は総選挙後に行われている。

<sup>(168)</sup> 解散に当たって、大統領は首相及び両院議長の意見に拘束されない (Pierre Avril, “Article 12,” François Luchaire et al., sous la direction, *La Constitution de la République française: analyses et commentaires*, 3e éd., Paris: Economica, 2009, p.478.)。

職するのが慣例となっている<sup>(169)</sup>。

## 5 アメリカ

### (1) 機能

共和制を採用するアメリカにおいては、行政権は大統領に属し（独任制）（憲法第2条第1節第1項）、大統領は、アメリカ軍の総指揮（同条第2節第1項）、連邦議会上院の助言と承認を得て、条約を締結し（上院の出席議員の3分の2の賛成を要する）、大使等の外交使節や最高裁判所裁判官その他の公務員を任命すること（憲法第2条第2節第2項）、連邦議会の両議院で可決された法律案の承認（憲法第1条第7節第2項）<sup>(170)</sup>などを行う。憲法上、内閣に関する規定は存在しないが、憲法第2条第2節に、「大統領は、行政各部署の長に対して、…（中略）…書面による意見を求めることができる」とあることに基づき、建国以来<sup>(171)</sup>、大統領が意見を聴取するものとして内閣が設けられている<sup>(172)</sup>。内閣の用いられ方は大統領によって異なり、審議する機関として用いていた大統領も存在するが、通常、内閣は、助言者の集団にとどまるものとなっている<sup>(173)</sup>。

### (2) 構成

内閣の構成員（閣僚）は、大統領の裁量に委ねられている<sup>(174)</sup>。閣僚は、各省長官に限られず<sup>(175)</sup>、近年はその範囲が拡大される傾向にある<sup>(176)</sup>。閣僚のうち多くは、上院による承認を経て大統領が任命する<sup>(177)</sup>。上院における承認手続では、聴聞及び採決が行われ、投票総数<sup>(178)</sup>の過半数の賛成により承認される<sup>(179)</sup>。その後、国璽と大統領の署名のある辞令を受け取り、宣誓した後に就任する。任命は、署名時に効力を生ずる<sup>(180)</sup>。

<sup>(169)</sup> “Comment prend fin un Gouvernement?” 2018.7.7. vie-publique.fr website <<https://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/fonctionnement/premier-ministre/gouvernement/comment-prend-fin-gouvernement.html>>

<sup>(170)</sup> 上下両院を通過した全ての法律案は、大統領が承認する場合、その署名を経て法律となる。大統領が承認しない場合は、拒否理由を付して法律案を発議した議院に返付する。当該法律案は、上下両院でそれぞれ再議に付された後、3分の2の多数で可決されたときは、法律となる。

<sup>(171)</sup> Adam L. Warber, “The Cabinet and Executive Departments,” Michael Nelson, ed., *Guide to the Presidency and the Executive Branch*, volume 2, 5th ed., Thousand Oaks, California: CQ Press, 2013, pp.1221, 1985-2000.

<sup>(172)</sup> “The Cabinet.” Whitehouse website <<https://www.whitehouse.gov/the-trump-administration/the-cabinet/>>

<sup>(173)</sup> Warber, *op.cit.*(171), p.1228.

<sup>(174)</sup> *ibid.*, p.1226.

<sup>(175)</sup> *ibid.*

<sup>(176)</sup> *ibid.*, p.1221. 2017年に発足したトランプ（Donald Trump）政権では、現在15ある行政省の長官に加えて、副大統領、ホワイトハウス首席補佐官（White House Chief of Staff）、環境保護庁（Environmental Protection Agency）長官、行政管理予算局（Office of Management and Budget）長官、アメリカ通商代表（United States Trade Representative）、中央情報局（Central Intelligence Agency）長官、国家情報局（Office of the Director of National Intelligence）長官、中小企業庁（Small Business Administration）長官が内閣の構成員とされている（“The Cabinet,” *op.cit.*(172)）。

<sup>(177)</sup> 閣僚に通例含まれるホワイトハウス首席補佐官については、上院による承認は不要とされる（Christopher M. Davis and Michael Greene, “Presidential Appointee Positions Requiring Senate Confirmation and Committees Handling Nominations,” *CRS Report*, RL30959, May 3, 2017, p.1. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/RL30959.pdf>>）。上院における承認については、高澤美有紀「アメリカ及びイギリスにおける公職任命の議会による統制」『レファレンス』753号, 2013.10, p.64. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8328285\\_po\\_075303.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8328285_po_075303.pdf?contentNo=1)>を参照。なお、閣僚の解任については、上院の承認は不要とされている（初宿正典編『レクチャー比較憲法』法律文化社, 2014, p.51.）。

<sup>(178)</sup> Elizabeth Rybicki, “Senate Consideration of Presidential Nominations: Committee and Floor Procedure,” *CRS Report*, RL31980, April 11, 2017, p.8. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/RL31980.pdf>>

<sup>(179)</sup> 詳細は、高澤 前掲注<sup>(177)</sup>, pp.64-68を参照。

<sup>(180)</sup> Henry B. Hogue and Maeve P. Carey, “Appointment and Confirmation of Executive Branch Leadership: An Overview,” *CRS Report*, R44083, June 22, 2015, p.6. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R44083.pdf>>

閣僚は、上下両院の議員との兼職が禁止されている（憲法第1条第6節第2項）。また、一定額以上の収入、贈与及び負債等を公開すること（政府倫理法<sup>(181)</sup>第101条～第105条<sup>(182)</sup>）、有給の外部雇用の制限（同法第502条）、政府の非公開情報を自己又は他人の私的利益を増進するために利用することの禁止（連邦規則第5編第2635.703条<sup>(183)</sup>）等が定められている。

各省長官等の閣僚の多くは、高級管理職俸給表（Executive Schedule）のレベル1の適用対象であり<sup>(184)</sup>、2018年1月時点における基本給は210,700ドル（約23,177,000円）である<sup>(185)</sup>。

### (3) 運営

歴史的に、大統領が主に情報交換のため、各省の長官と非公式に議論を行う場として閣議が開かれてきたが、閣僚はあくまで大統領の助言者であり、内閣は決定を行う権限を持たない。個々の閣僚が重要な相談相手となることはある一方で、大統領が内閣を合議機関として用いることはまれであり<sup>(186)</sup>、助言を求める相手としても、ホワイトハウスのスタッフにより重きを置いているとされる<sup>(187)</sup>。

### (4) 議会との関係

大統領制を採用し、厳格な三権分立が図られているアメリカでは、大統領が行政権の主体であり、内閣の連帯責任といった観念はない<sup>(188)</sup>。内閣に対する不信任の制度も議会の解散もない<sup>(189)</sup>。内閣は大統領の助言者の集団に過ぎず、閣僚は、議会の討論に参加することも伝統的に禁止されており、議会に証人として喚問された場合に証言のために議会に出席するのみである<sup>(190)</sup>。法案提出権は議員のみが有するが、連邦議会の上下両院で可決された法律案は、法律となるに先立ち、大統領の署名が必要とされており、大統領がこれを拒否した場合、上下両院でそれぞれ3分の2の多数による賛成がなければ、覆すことはできない（憲法第1条第7節第2項）。

<sup>(181)</sup> 1978年政府倫理法（Ethics in Government Act of 1978.）。合衆国法典には、第5編（政府組織及び職員）の附録として収録されている。

<sup>(182)</sup> Jack Maskell, “Financial Disclosure by Federal Officials and Publication of Disclosure Reports,” *CRS Report*, R43186, August 22, 2013, pp.1-5. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R43186.pdf>> を参照。

<sup>(183)</sup> 連邦規則第5編第2635条（行政部門の職員の倫理行動基準）（Standards of Ethical Conduct for Employees of the Executive Branch（5 C.F.R. 2365））の一部である。なお、同条には適用除外も定められている。

<sup>(184)</sup> 5 U.S.C. 5312.

<sup>(185)</sup> “Salary Table No. 2018-EX: Rates of Basic Pay for the Executive Schedule (EX), Effective January 2018.” U.S. Office of Personnel Management website <<https://www.opm.gov/policy-data-oversight/pay-leave/salaries-wages/salary-tables/pdf/2018/EX.pdf>> 円換算は、2019年7月報告省令レートにより、1ドル110円として計算した。

<sup>(186)</sup> ただし、アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）大統領は、定期的に閣議を開いて閣僚の意見を聴き、内閣を審議する機関として用いていたとされている。Justin S. Vaughn, “Chapter 3 Chief Administrator,” CQ Press, ed., *The powers of the presidency*, 4th ed., Thousand Oaks, California: CQ Press, 2013, p.76.

<sup>(187)</sup> Warber, *op.cit.*(17), pp.1221-1231.

<sup>(188)</sup> 初宿編 前掲注(17), p.49. なお、議院内閣制諸国における内閣総辞職と同様の観念もないが、大統領の任期満了の場合、閣僚はおおむね大統領とともにその職を退いている。これに対して大統領が任期途中で弾劾により罷免され（後掲注(189)参照）、辞任し、又は死亡した場合には、副大統領が大統領となるが（憲法第25修正第1節）、その他の閣僚は、新しい大統領の下で従前の職を継続しているようである（Nelson, ed., *op.cit.*(17), pp.1921, 1985-2000.）。

<sup>(189)</sup> ただし、大統領、副大統領及び合衆国の全ての文官は、反逆罪、収賄罪その他の重罪又は軽罪を理由に弾劾され、有罪の判決を受けたときは、その職を免ぜられる（憲法第2条第4節）。弾劾の訴追は下院の過半数の賛成により、弾劾裁判は上院において行われる（憲法第1条第2節第5項、同条第3節第6項）。

<sup>(190)</sup> 阿部齊・久保文明編著『国際社会研究 1—現代アメリカの政治—』放送大学教育振興会、2002、p.45.

参考文献（脚注に挙げたものを除く。）

- ・今井威『議院内閣制の研究』大学教育社, 1980.
- ・外国公務員制度研究会編『欧米国家公務員制度の概要—米英独仏の現状—』社会経済生産性本部生産性労働情報センター, 1997.
- ・小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1055号, 2019.5.16. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11281219\\_po\\_1055.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1)>
- ・初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第4版』三省堂, 2017.
- ・高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1045号, 2019.3.7. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11247815\\_po\\_1045.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11247815_po_1045.pdf?contentNo=1)>
- ・同「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1047号, 2019.3.14. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11252030\\_po\\_1047.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1)>
- ・高安健将『議院内閣制—変貌する英国モデル—』中央公論新社, 2018.
- ・田中嘉彦「英国における内閣の機能と補佐機構」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.7, 121-146. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3196936\\_po\\_073107.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196936_po_073107.pdf?contentNo=1)>
- ・畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社, 2018.
- ・馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』東京大学出版会, 2010.
- ・濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号, 2019.5.28. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11286064\\_po\\_1056.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1)>
- ・廣瀬淳子「アメリカの大統領行政府と大統領補佐官」『レファレンス』676号, 2007.5, pp.3, 43-58. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999748\\_po\\_067603.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999748_po_067603.pdf?contentNo=1)>
- ・村松岐夫編著『公務員人事改革—最新 米・英・独・仏の動向を踏まえて—』学陽書房, 2018.
- ・Blondel, Jean and Ferdinand Müller-Rommel, eds., *Governing together: the extent and limits of joint decision-making in Western European cabinets*, Basingstoke: Macmillan, 1993.
- ・id., eds., *Cabinets in Western Europe*, 2nd ed., Basingstoke: Macmillan Press, 1997.

(なかむら あやこ)

別表 1 主要国における内閣の構成、倫理規定

政治体制	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
構成	<p>議院内閣制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣：国会議員の中から、国会の議決で指名された者が天皇が任命</li> <li>その他の国務大臣：内閣総理大臣が任命した者を天皇が承認</li> </ul> <p>※その他の国務大臣の過半数は、国会議員でなければならぬ。</p> <p>※規模：国務大臣の数は法定</p>	<p>議院内閣制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首相：通常、下院の過半数を占める政党の党首であるとして認められる者が国王が任命</li> <li>首相が決定する上級大臣（財務大臣、大法官、国務大臣は常に含まれる。）：首相が選考・推薦した者を国王が任命</li> </ul> <p>※慣習上、下院又は上院議員、内閣構成員とならない者が含む政府の大臣のうち、有給の者は109に、下院に議席を有する者は95に制限</p>	<p>議院内閣制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦首相：連邦大統領が下院の各党派と協議して行う提案に基づき、下院が選挙した者を連邦大統領が任命</li> <li>連邦大臣：連邦首相が選考・提案した者を連邦大統領が任命</li> </ul> <p>※多くは、下院議員だが、議員資格は要件ではない。</p> <p>※規模：公式の上限はない。</p>	<p>半大統領制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首相：大統領が任命</li> <li>大臣：首相の提案に基づき大統領が任命（事実上の選挙主体は、大統領）</li> </ul> <p>※憲法上、上下両院議員との兼職禁止</p> <p>※規模：公式の上限はない。</p>	<p>大統領制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各省長官等、大統領が決定する者（副大統領やホワイトハウススタッフ等が含まれることがある。）：大部分は、上院において聴聞及び採決が行われ、議員の過半数の賛成による承認を経て大統領が任命</li> </ul> <p>※憲法上、上下両院議員との兼職禁止</p>
倫理規定	<p>官吏服従規律の例による、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営利企業の役員及び公益法人等の有給の役職員との兼職禁止。自由業への従事の原則禁止</li> <li>就任時及び辞任時に閣僚とその配偶者等の資産を公開</li> <li>守秘義務</li> </ul>	<p>大臣規範</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府の政策と対立する目的を有し、利益相反を生じ得る民間組織と関係しないように留意する。公の任命職、議会の特別委員会又は超党派議員連盟の所属を外れる。</li> <li>利益の衝突が生じるおそれのある全ての利益（配偶者等及び近親者のものを含む。）の一覧の提出及び公開</li> <li>離職後2年以内の就職制限の可能性</li> </ul>	<p>基本法、連邦政府の構成員の法的地位に関する法律、連邦政府執務規則</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有給の職務や営利企業の役員等との兼職禁止。州（ラント）政府の構成員との兼職禁止</li> <li>守秘義務</li> <li>離職後18か月以内の就職制限の可能性</li> </ul>	<p>憲法、公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号等</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国会議員、専門的な活動、自由業との兼職禁止</li> <li>職務の開始時及び終了時に資産状況及び利害関係の届出及び公開（罰則あり）</li> <li>在職中、利益相反状態のため、に権限を行使するのが適当でないこととされた場合は、閣僚の職務範囲は制限される。</li> <li>離職後3年以内の就職制限の可能性</li> </ul>	<p>憲法、政府倫理法（合衆国法典第5編附録）、連邦規則第5編第2635条等</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下両院議員との兼職禁止、有給の外部雇用の制限</li> <li>一定額以上の収入、贈与及び負債等の公開</li> <li>政府の非公開情報を自己又は他人の私的利益を増進するために利用することの禁止</li> </ul>

(注) 2019年時点の定数は16（復興庁及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間。本則は14）人以内（ただし、特別に必要な場合は19（同庁及び同本部が置かれている間。本則は17）人以内とする）ことができる。（内閣法第2条第2項及び附則）。

(出典) 各国憲法及び法令；政府機関ウェブサイトを掲載資料等を基に筆者作成。

別表2 主要国における内閣の運営

	日本 (閣議)	イギリス (閣議)	ドイツ (閣議)	フランス (大臣会議)	アメリカ (閣議)
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣(主宰)</li> <li>その他の国務大臣</li> <li>内閣官房副長官、内閣法制局長官(陪席)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相(主宰)</li> <li>首相が決定する内閣構成員等</li> <li>内閣官房長等(陪席)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦首相(主宰)</li> <li>連邦大臣</li> <li>通常、連邦首相府長官、連邦首相政務次官、連邦大統領府長官、連邦連邦政府プレス情報局長官、連邦首相秘書官、書記官等(陪席)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領(主宰)</li> <li>内閣構成員等</li> <li>内閣事務総長、大統領府事務総長(陪席)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領(主宰)</li> <li>各省長官等</li> </ul>
開催日	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週火曜日と金曜日</li> <li>早急な処理を要する場合は、持ち回り閣議もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会開会中、毎週火曜日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週水曜日</li> <li>口頭での審議が不要である場合は、書面上の手続で足りる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週水曜日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合議機関としては余り用いられない。</li> </ul>
案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣に關する基本的事項等であつて内閣として意思決定を行うことが必要なもの、法律・条約の公布のための内閣の助言と承認を行うもの、内閣提出法案、政令(内閣が制定する命令)を決定し公布するための内閣の助言と承認を行うもの等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相が内閣官房長の助言に基づき決定。軍事行動をとる決定、政府立案の優先案件、憲法的性格を有する案件、国内政策の最重要案件、欧州関係又は国際関係の最重要事件、全内閣構成員に影響を及ぼす案件、国家緊急事態等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内政及び外交、経済、社会、財政又は文化上重要な全ての案件。全ての法律案、連邦政府の命令案、憲法及び法律が定める全ての事務、連邦大臣間の意見の不一致、上級公務員の人事等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相が提案し、大統領が決定。政府提出法律案、オールドナンス及びデクレ、人事、外務大臣からの国際情勢についての報告等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領が決定</li> </ul>
決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>慣例により、全員一致により決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慣例により、首相が閣議の要旨を総括する形で決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦首相を含む連邦大臣の半数が定足数。議決は、多数決により、同数のときは議長が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣は、大統領の助言者の集団であり、決定権はない。</li> </ul>
議事録	<ul style="list-style-type: none"> <li>閣議の議事は非公開</li> <li>議事録が作成され、首相官邸ウェブサイトに掲載される(平成26年4月以降の閣議について)。</li> <li>概要は、内閣官房長官が記者会見において発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閣議における議論は秘密</li> <li>議論の要点及び議長により総括された閣議の結論を記載した議事録が作成される(非公開)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閣議における議論は秘密</li> <li>主な議題及び決定事項は、連邦政府ウェブサイトに掲載される。</li> <li>議事録が作成される(非公開)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣会議における議論は秘密</li> <li>決定事項の一览及び議事録が作成され、政府ウェブサイトに掲載される。</li> <li>概要は、大統領府の広報担当が報道発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホワイトハウスウェブサイトに掲載される。</li> </ul>
関係閣僚会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関の連携を図ることを中心とした目的として、省庁横断的な特定案件について、(関係)閣僚会議が設置されることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の業務の特定分野を検討するため、少数の大臣から成る内閣委員会が設置される。</li> <li>内閣委員会における決定は、閣議の決定と同様の権威を有する(各内閣委員会の委員長、構成員及び付託事項等は、首相が内閣官房長の助言を受けて決定)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閣議に提出する案件は、緊急の決定を要するものを除き、事前に閣僚大臣間で協議しなければならず、省庁横断的な特定案件について、内閣委員会が設置されることがある。</li> <li>閣議案件の調整を行い、決定権限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領が主宰する会議や首相が主宰する会議が開催される。</li> <li>大臣会議の事前調整を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省庁間の情報共有や政策調整のための会議が設置されている。</li> </ul>

(出典) 各国憲法及び法令; 政府機関ウェブサイト掲載資料等を基に筆者作成。

別表3 主要国における内閣と議会の関係

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
閣僚の議会出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣構成員は、議案について発言するため議院に出席することができ、また、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣構成員は、議会に対して説明責任を負う。原則として、議院に所属する議院でのみ発言できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣構成員は、連邦議会の審議に参加する権利を有し、要求があるときは、参加する義務を負う。</li> <li>議会における連邦大臣の説明は、政務次官により代理される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣構成員は、両議院に出席し、自ら意見を表明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省長官以下は、証人としてのみ議会で発言する。</li> </ul>
法案提出権等	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出する権限が認められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府提出法律案は、所管の大臣が議員として提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦首相には、閣議決定した政府提出法律案の立法府への提出の権限が認められている。</li> <li>連邦政府は、予算の増額修正等を内容とする法律を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相には、政府提出法律案の提出等の権限が認められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法案提出権は、議員のみが有する。</li> </ul>
不信任・解散の制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>衆議院で内閣の不信任決議案が可決され、又は信任決議案が否決された場合において、10日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職しなければならない。</li> <li>衆議院の解散は、内閣の助言と承認により天皇が行う。</li> <li>総辞職した内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下院が政府に対する不信任案を可決し、その後14日以内に何らかの信任案を可決しない場合、又は下院が定数の3分の2以上の多数で繰上総選挙の実施を可決した場合、下院は解散し、総選挙が実施される。総選挙の結果、①現在の政府を構成する政党とは別の政党が単独過半数を得たときは、内閣は総辞職する。</li> <li>②単独の政党が過半数を得ることができなかつた場合は、首相が本人及び政府の辞表を国王に提出するまで、現在の政府が存続する。この場合、現在の政府は、新しい議会において下院の信任を得られなくなるか、信任を継続することなどができなくなるが、信任が明らかでなく、代わりとなる政府が明らかであるときは、総辞職することが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦首相は、①下院が総議員の過半数をもって連邦首相の後任を選出し、連邦首相に対して不信任を表明したとき、及び、②連邦首相の信任決議案が下院において総議員の過半数の賛成を得られなかった場合において、下院が総議員の過半数で別の連邦首相を選出したとき、辞職に追い込まれる。</li> <li>連邦首相の信任決議案が賛成を得られなかつた場合において、下院が別の連邦首相を選出しなかつたときは、連邦大統領は、連邦首相の提案に基づき、21日以内に連邦議会を解散することができる。</li> <li>※連邦首相の職務が終了するとき、連邦大臣の職務も終了するため、連邦首相に対する不信任の成立等に基づく連邦首相の辞職は、内閣総辞職を導く。</li> <li>連邦首相は連邦大統領の要請に基づき、連邦大臣は連邦首相又は連邦大統領の要請に基づき、その後任が任命されるまで、その事務を続行する義務を負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下院が不信任動議を可決し、又は、内閣の綱領若しくは一般政策の表明を承認しなかつた場合は、首相は内閣の辞職を、大統領は、首相及び両院議長に諮問した後に、下院を解散することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣の連帯責任とといった概念はなく、内閣に対する不信任の制度も議会の解散もない。</li> </ul>

(注) 上下両院で可決された法律案は、法律と必要であるが、上下両院でそれぞれ3分の2の多数により覆される。(出典) 各国憲法及び法令; 政府機関ウェブサイトを基に筆者作成。